

山鹿市  
第6期障害福祉計画  
第2期障害児福祉計画  
(素案)

熊本県山鹿市

# 目次

## 〈総論〉

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の背景	5
2 計画の位置付けと期間	6
第2章 計画策定のための基本方針	
1 これまでの障がいのある人をめぐる施策の動向	8
第3章 障がいのある人をめぐる状況と課題	
1 総人口と高齢化率の推移	10
2 障がいのある人の状況	11
3 アンケート調査結果からみる障がいのある人の実態	22
4 アンケート調査による障害福祉サービスのあり方	39
第4章 山鹿市第3期障害者計画	
1 計画の基本課題	43
2 施策推進の重点となる事業	46

## 〈第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画編〉

第1章 国の指針に基づく数値目標	59
第6期障害福祉計画実績と必要量の見込み	
第1章 障害福祉サービスの実績と必要量の見込み	
1 訪問系サービス	63
2 日中活動系サービス	68
3 居住系サービス	77
4 相談支援	80
第2章 地域生活支援事業等の実績と必要量の見込み	
1 理解促進研修・啓発事業	83
2 自発的活動支援事業	84
3 障害者相談支援事業	85
4 成年後見制度利用支援事業	86
5 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	87
6 日常生活用具給付等事業	88
7 手話奉仕員養成研修事業	91
8 移動支援事業	92
9 地域活動支援センター機能強化事業	93

10 任意事業	94
(第2期障害児福祉計画実績と必要量の見込み)	
障がい児支援の実績と必要量の見込み	101

## 総論

- 「障がい」とする場合・・・人を指す場合  
（例）障がいのある人と家族、高齢者や障がいのある人等
- 「障害」とする場合・・・法律上の名称及び国・県の事業  
〈公的事業〉の名称等  
（例）障害福祉サービス、身体障害者手帳、障害者総合支援法等

---

# 第1章 計画策定に当たって

---

## 1 計画策定の背景

平成18年度に障害者自立支援法が施行され、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、精神障がいのある人も含めた制度が確立されるとともに、市町村は「障害福祉計画」の作成が義務付けられることとなりました。

この「障害福祉計画」では、基本となる理念や提供されるサービスなどの見込み、そして計画的な基盤整備のための取組などを定めることとされました。その後、平成25年度には、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正、施行されました。

また、平成26年2月の障害者権利条約の批准に伴い、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人たちが、積極的に社会とつながり、地域を共に創っていく“地域共生社会”を目指すこととなりました。

このことで、今後は、社会的障壁<sup>※1</sup>の除去のため、合理的配慮<sup>※2</sup>を推進したり、障がいのある人のアクセシビリティ<sup>※3</sup>を向上させる環境整備が重要となりました。

さらには、平成30年度の児童福祉法の改正に伴い、市町村に「障害児福祉計画」の作成が義務付けられ、年齢、性別、障がい等複数の要因が重なり、困難な状況に置かれる障がいのある子ども等へのきめ細かい配慮も求められるようになりました。

---

※1 社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行

※2 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。

※3 アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できること。

## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の法的根拠と性格

山鹿市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障がいのある人の生活全般にわたる支援の施策に係る計画であり、「障害者総合支援法」に規定される市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」に規定される市町村障害児福祉計画に当たります。

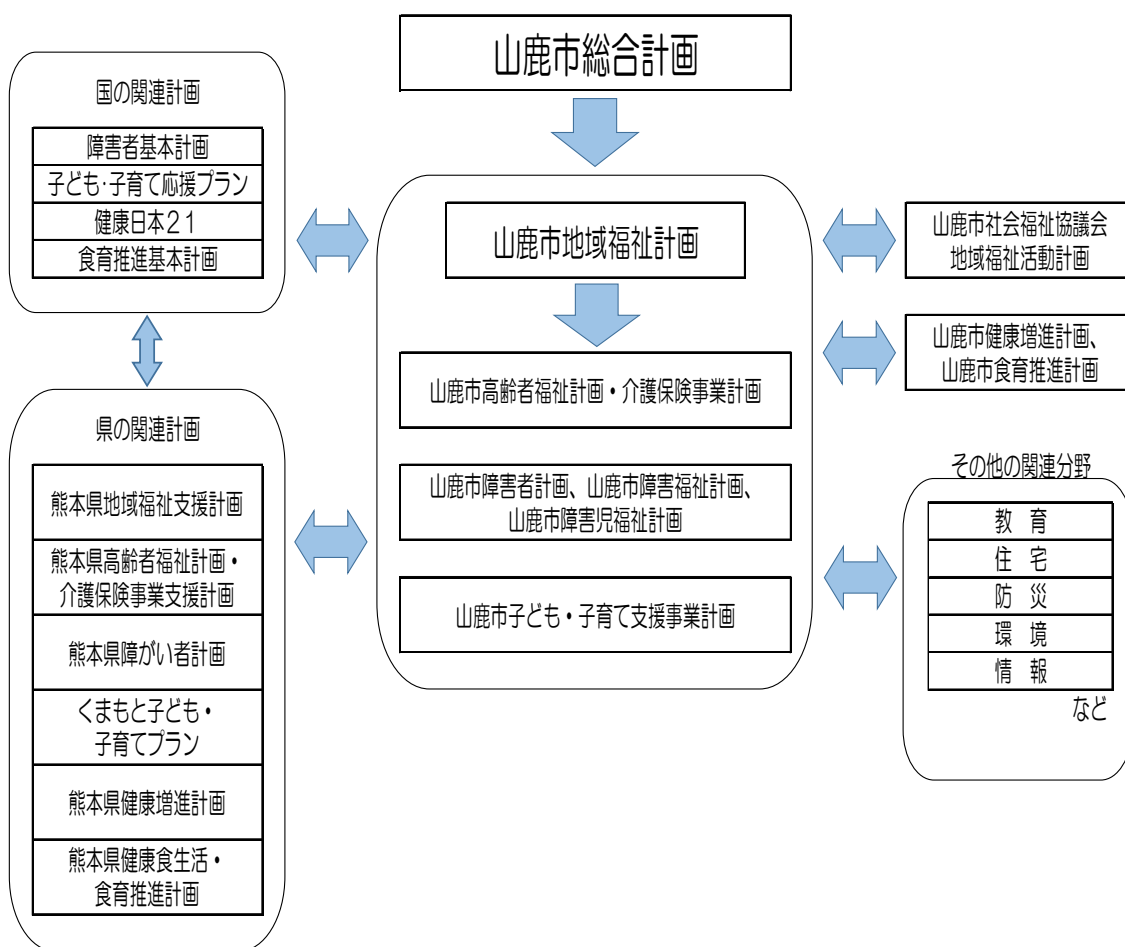
このため、国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針と共に、熊本県の関連計画を踏まえたものとしています。

### (2) 本計画と他の計画との関連

本計画は、本市の「第2次山鹿市総合計画」及び「山鹿市地域福祉計画」に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、その具体化を図る「個別計画」と位置付けるものです。

このため、他の関連計画との施策内容の調整を図るものとしています。

#### 《障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と他の計画との関連》



### (3) 計画の期間

本計画は、山鹿市第3期障害者計画の後期3年間を担う計画であり、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

この障害者計画は基本理念と施策の方向性を定めるものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

なお、本計画期間中は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 《障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間》

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
障害者計画	山鹿市第2期障害者基本計画 平成24年度～平成29年度						山鹿市第3期障害者計画 平成30年度～令和5年度					
障害福祉計画	山鹿市第3期 障害福祉計画		山鹿市第4期 障害福祉計画		山鹿市第5期 障害福祉計画		山鹿市第6期 障害福祉計画					
障害児福祉計画							山鹿市第1期 障害児福祉計画		山鹿市第2期 障害児福祉計画			

---

## 第2章 計画策定のための基本方針

---

1

### これまでの障がいのある人をめぐる施策の動向

我が国の障がいのある人を対象とする施策は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を基に推進されてきましたが、昭和56年の「国際障害者年」を受け、その後「障害者基本法」として大幅な制度改正が行われました。さらに、障害者基本法は、平成16年に法の基本的理念等に「障害を理由とする差別の禁止」が追記されるなどの改正が行われました。

また、精神に障がいのある人をめぐる法制度も大きく変革し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の一部を改正する法律によって、従来の精神に障がいのある人の「入院医療」中心の施策から在宅移行への「地域精神保健福祉」へと転換されました。

動きを見ると、更に目まぐるしく、平成15年には社会福祉基礎構造改革の一環として、それまでの措置から契約方式への転換を図る「支援費制度」が導入されました。平成17年4月には、発達障がいのある人への支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法が施行されました。そして同年10月には、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化を目指す「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。

しかし、「障害者自立支援法」に規定された「応益負担（定率負担）」が、障がいのある人の尊厳を傷つけるとして、国は同法の廃止と障害者総合福祉法の制定を掲げ、制度改革に着手しました。平成22年にようやく一部が改正され、利用者の支払能力（所得）に応じた負担（応能負担）を原則とすることが明記され、発達障がいのある人を同法の対象とすることや、相談支援の充実、障がいのある人への支援の強化も盛り込まれました。

さらに平成25年から、同法が「障害者総合支援法」に改称されるとともに、障がいのある人の範囲に難病等の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、及びサービスの見直しが図られました。

障がいのある子どもへの支援については、昭和23年に施行された「児童福祉法」において、障がいのある子どもに対する支援が位置付けられ、昭和40年代半ばからは、通園の制度化が進みました。その後、制度を利用する仕組みに関する改革が進み、平成15年施行の支援費制度、平成18年施行の「障害者自立支援法」に併せて各種の制度改正が行われました。その後様々な内容の見直しが行われ、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すことが「障



害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」に盛り込まれ、平成24年4月の施行以来現在に至っています。

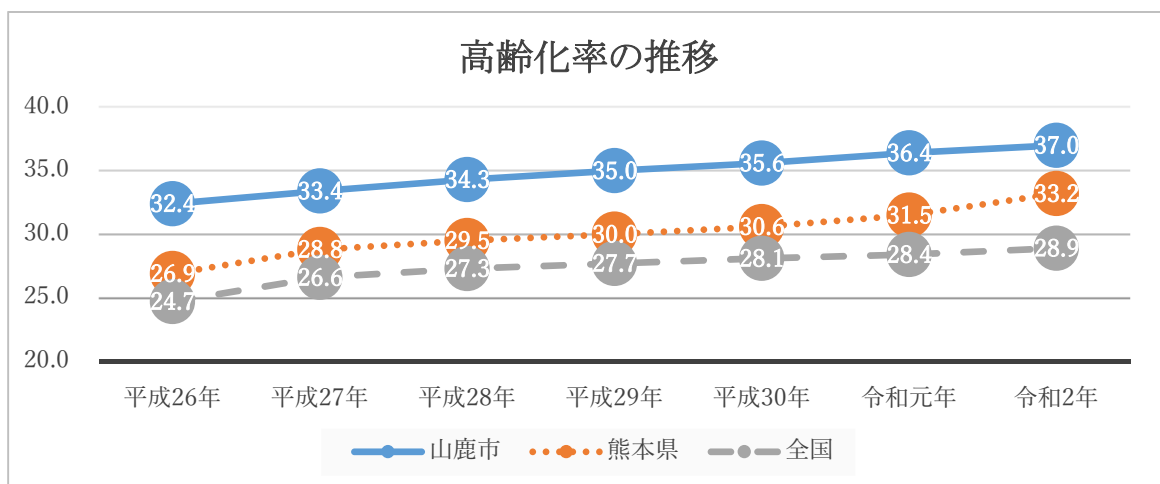
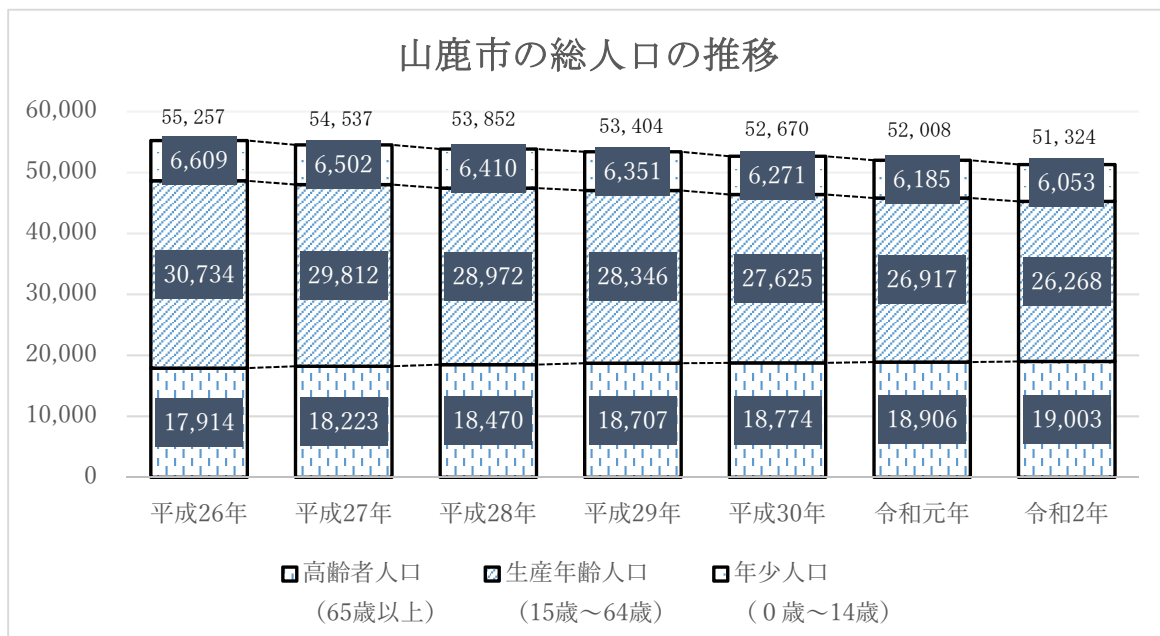
平成30年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある人が希望する地域で生活できるための生活・就労支援の充実、高齢障がい者の介護保険サービスへのスムーズな移行、障害のある子どもへの多様できめ細やかなニーズに応えるための支援の拡大、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を見直し、住み慣れた地域で、その人らしく自立しながら生活を続けていくことを支える地域包括ケアという考え方が広がっています。

#### 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2年3月末日現在51,324人となっており、年々減少を続けています。年少人口、生産年齢人口も総人口と同様に減少を続ける一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。

令和2年現在の高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は約37.0%と、市民の約3人に1人以上が高齢者となっています。

高齢化率の推移を国・県と比較すると、いずれの年も国・県を上回っていることから、本市は高齢化が早いペースで進んでいる地域であると言えます。

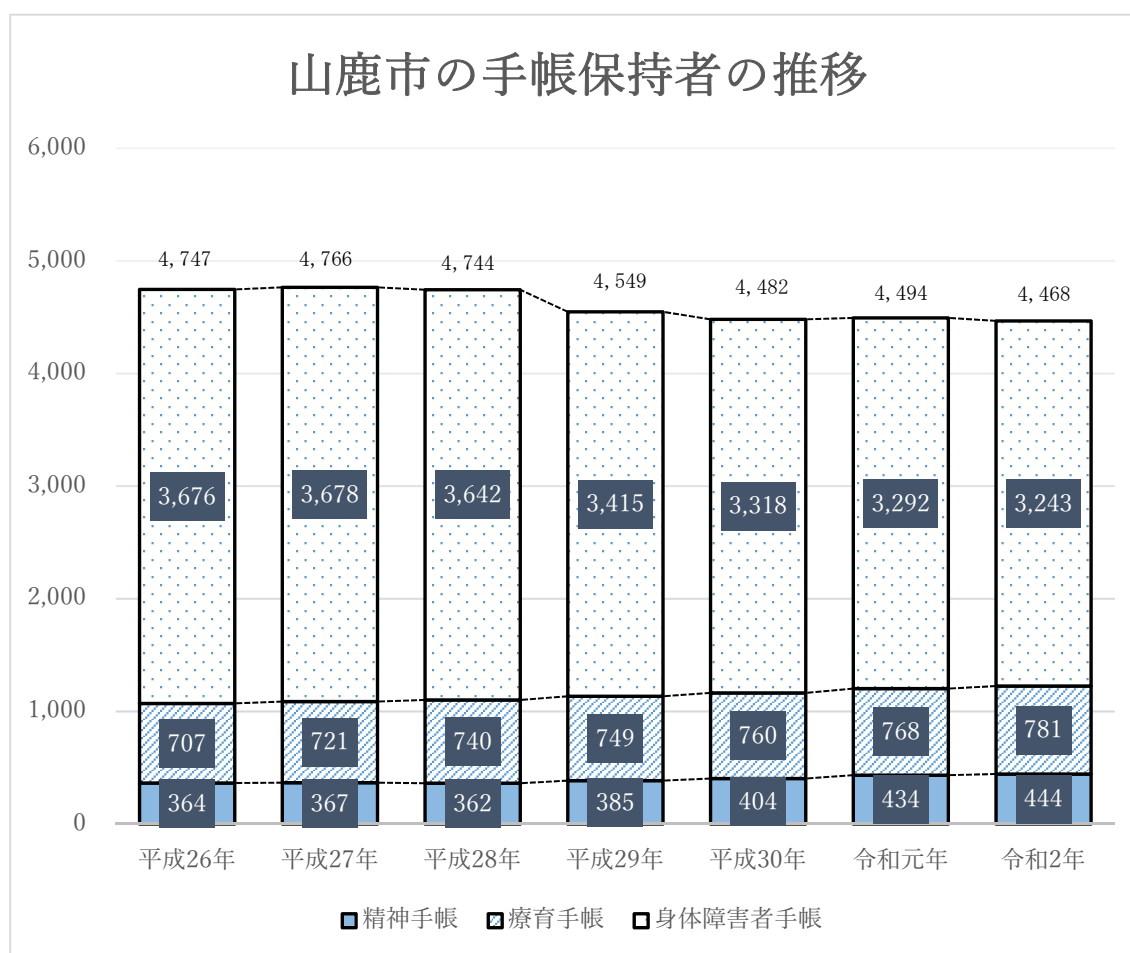


## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障がいのある人（全体）の状況

令和2年3月末日現在の障害者手帳保持者数は4,468人（身体障害者手帳保持者<sup>※1</sup>：3,243人、療育手帳保持者<sup>※2</sup>：781人、精神障害者保健福祉保持者手帳<sup>※3</sup>：444人）となっています。平成26年度と比較すると、身体障害者手帳保持者は279人減少、療育手帳保持者は74人増加、精神障害者保健福祉手帳保持者は80人増加しています。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者の増加は、障害者相談支援事業によって、障害福祉サービス利用などの方法が広く知られるようになったことも要因と考えられます。



※1 身体障害者手帳

身体に障害のある人が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

※2 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもの。障害の種類は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

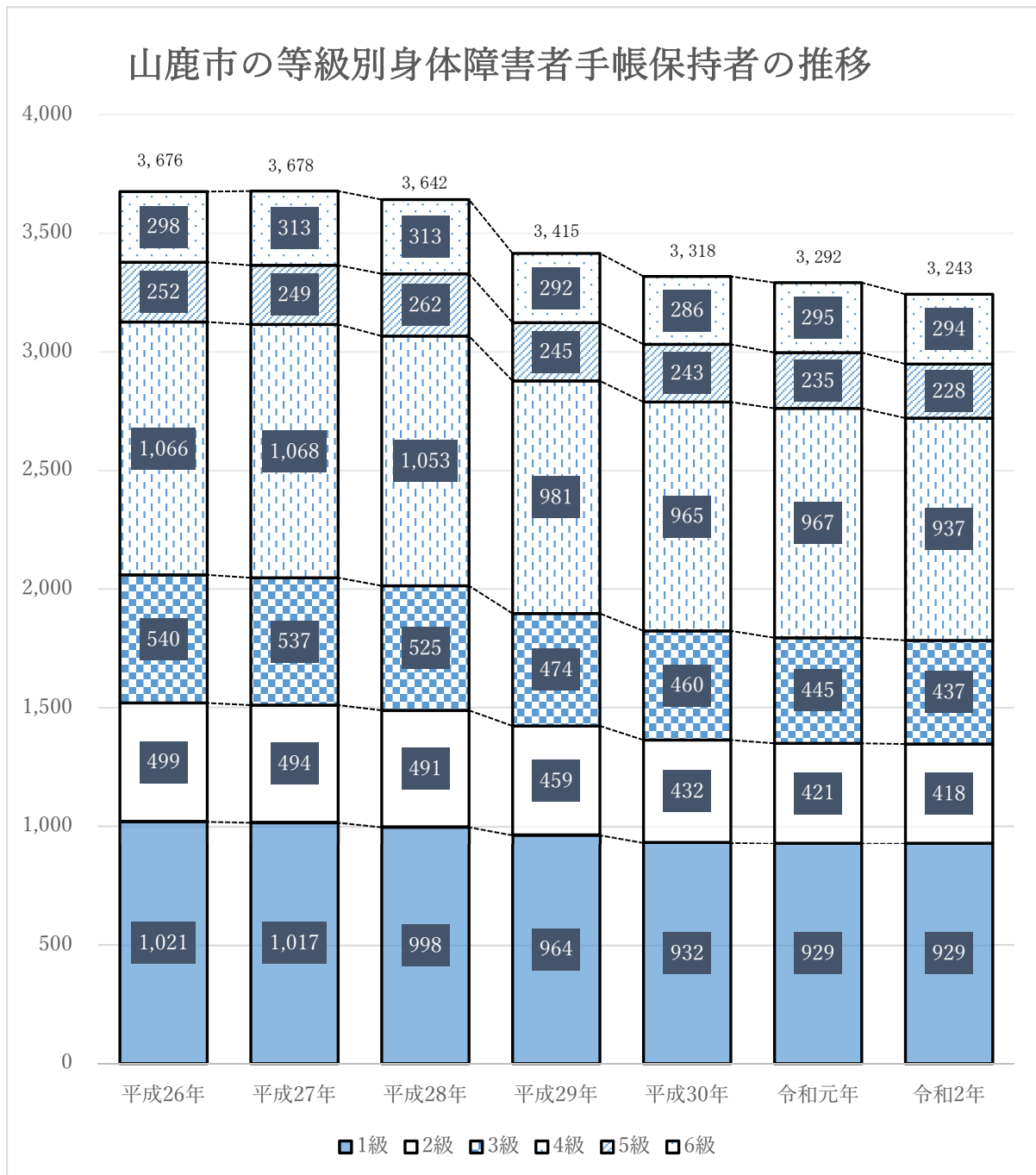
※3 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障がいのある人の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

## (2) 身体障害者手帳保持者の状況

令和2年3月末日現在の身体障害者手帳保持者は3,243人となっています。身体障害者手帳保持者を等級別に見ると、「1級」、「4級」が多くを占めています。

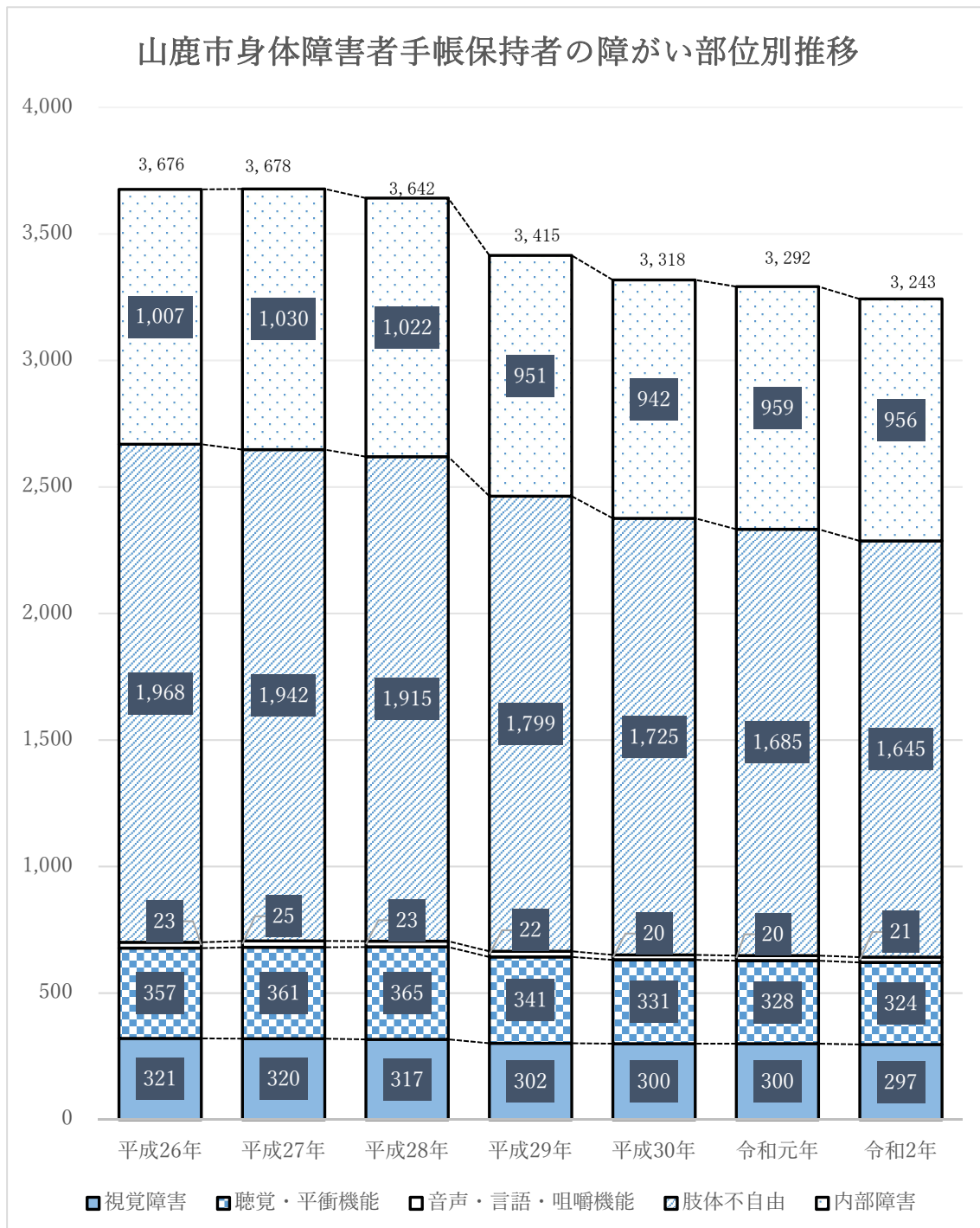
本市の傾向としましては、総人口の減少とともに各等級とも減少傾向にあります。今後は、手帳保持者が、より重度の障害とならないように、現状維持、機能回復への支援が必要になると考えます。



### (3) 身体障害者手帳保持者の障がい部位別の推移

令和2年3月末日現在の身体障害者手帳保持者数を障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が1,645人で最も多く、次いで「内部障害」(956人)、「聴覚・平衡機能障害」(324人)、「視覚障害」(297人)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(21人)となっています。

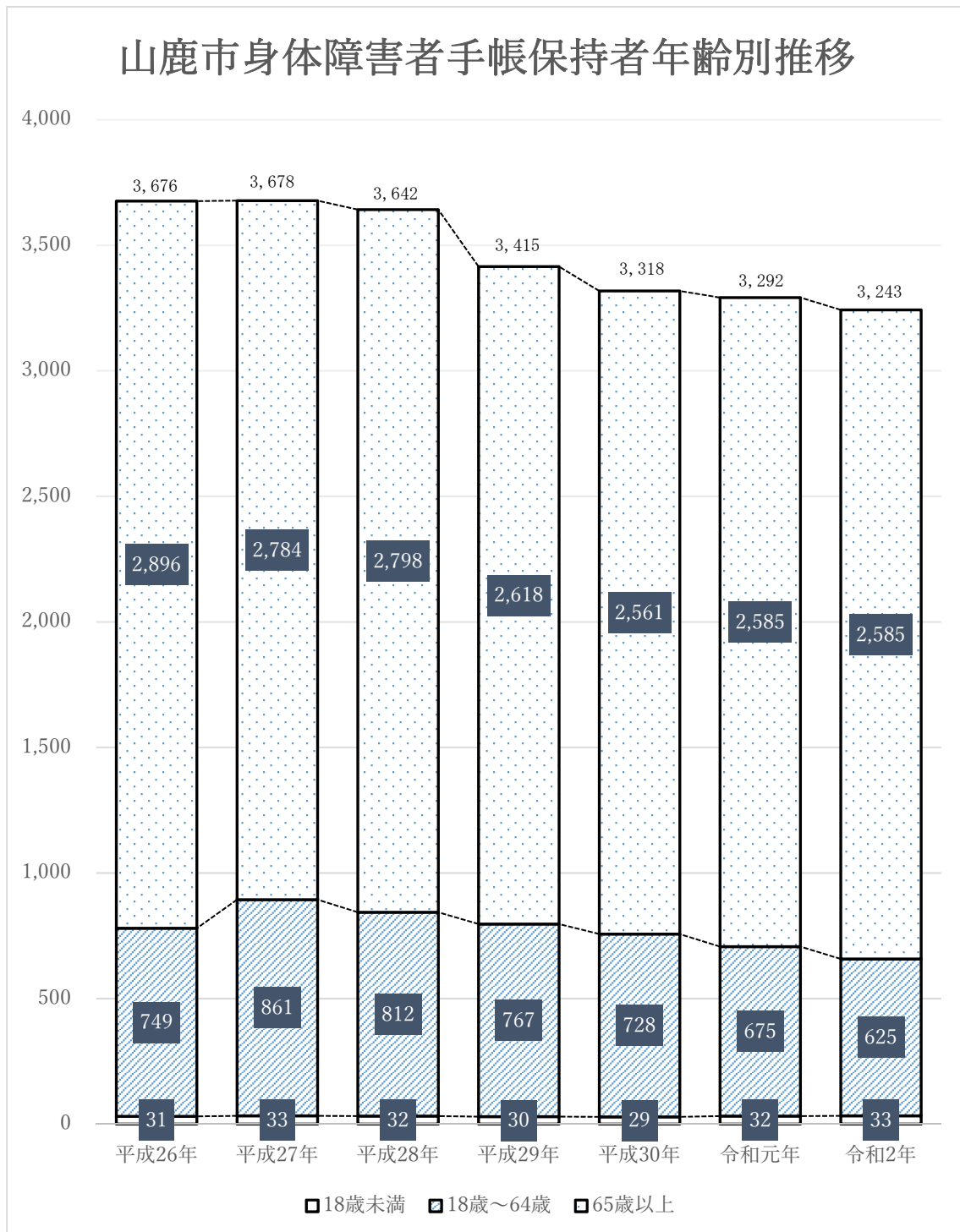
また、全ての障がい部位別の推移を見ても、総人口の減少とともに減少傾向にあります。



#### (4) 身体障害者手帳保持者の年齢別推移

令和2年3月末日現在の身体障害者手帳保持者数を年齢別に見ると、「18歳未満」は33人、「18～64歳」は625人、「65歳以上」は2,585人となっています。

年齢別構成比の推移で見ると、いずれの年度も「65歳以上」が約8割を占めています。



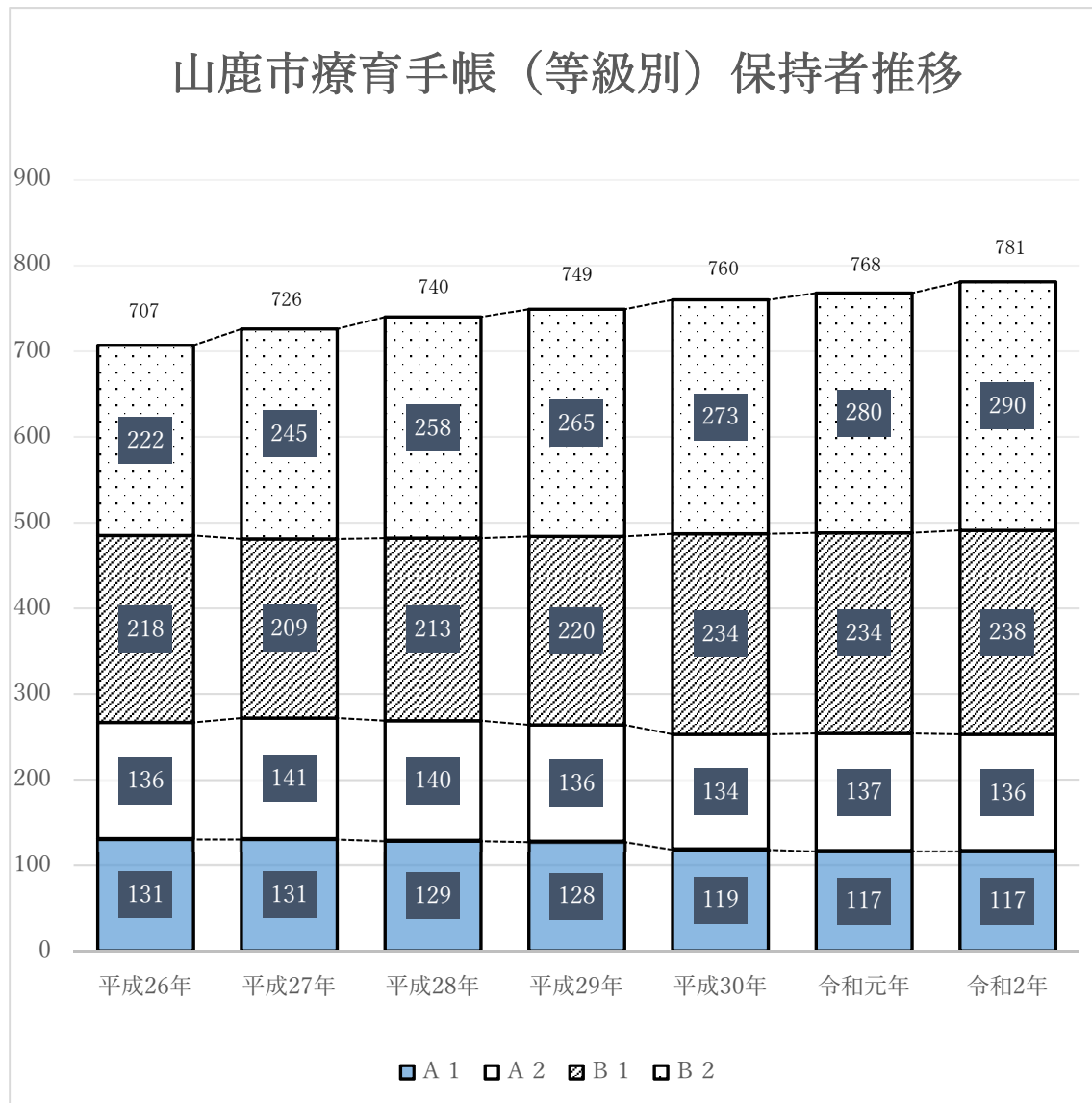
### (5) 療育手帳保持者の状況

令和2年3月末日現在の療育手帳保持者数は781人(「A1」117人、「A2」136人、「B1」238人、「B2」290人)となっており増加傾向にあります。

判定別の推移で見ると、「療育手帳A1保持者」は減少、「療育手帳A2保持者」はほぼ横ばい、「療育手帳B1及びB2保持者」は増加、全体として増加傾向を示しています。

判定別構成比の推移で見ると、いずれの年も「療育手帳B」が「療育手帳A」を上回り、年々その傾向は強くなっています。

療育手帳保持者が増加した要因として、障がい者相談支援体制の充実や、鹿本地域療育センター事業及び地域療育支援ネットワークの推進等による早期療育への取組によるものと考えられます。

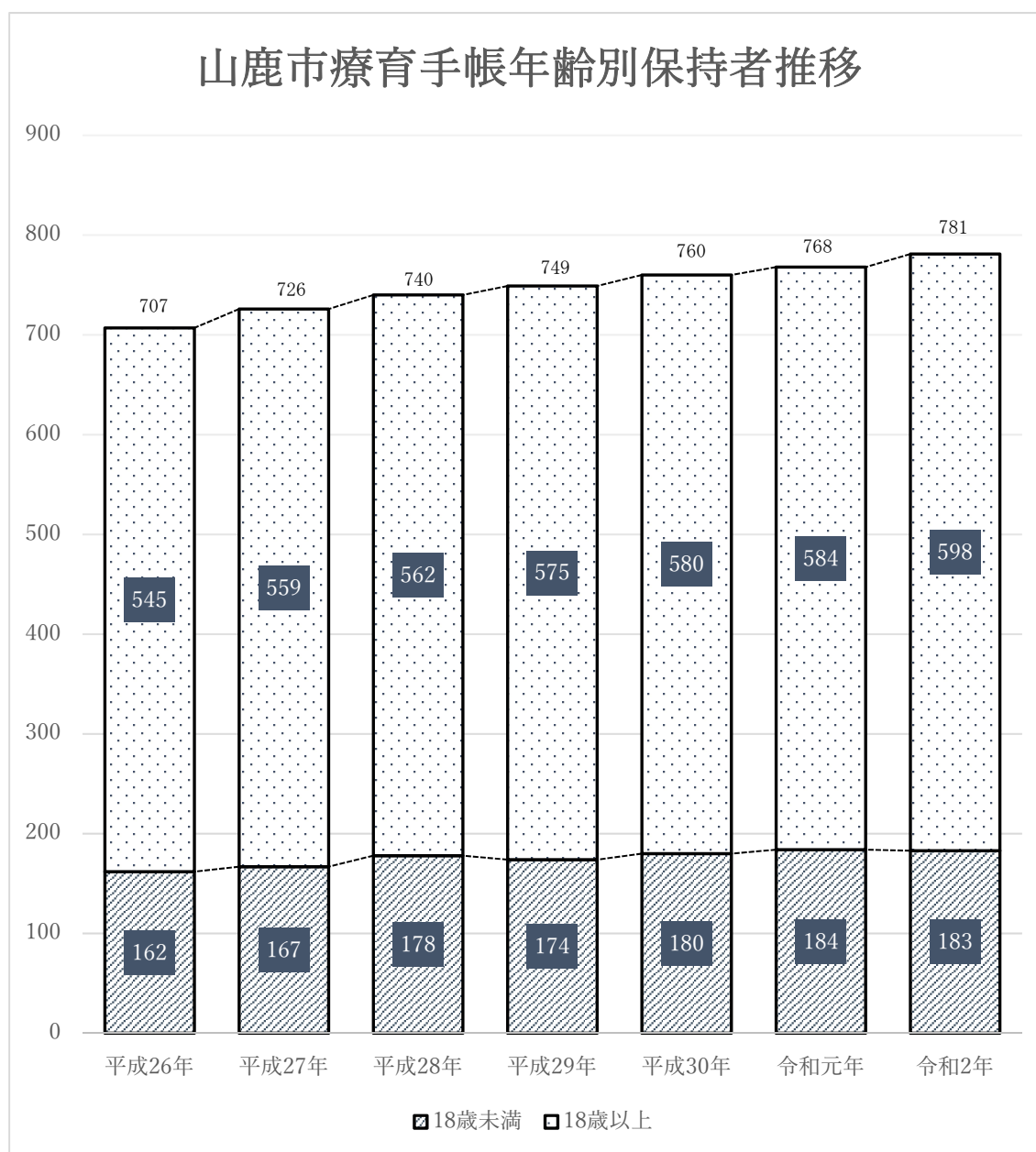


## (6) 療育手帳保持者の年齢別推移

令和2年3月末日現在の療育手帳保持者数を年齢別に見ると、「18歳未満」は183人、「18歳以上」は598人となっており、「18歳未満」、「18歳以上」共に増加傾向にあります。

年齢別構成比の推移で見ると、いずれの年度も「18歳以上」が7割以上を占めています。

18歳未満の療育手帳保持者が増加した要因として、地域療育センター事業による相談事業や地域支援及び地域療育支援ネットワークの推進等、早期療育支援への取組によるものと考えられます。





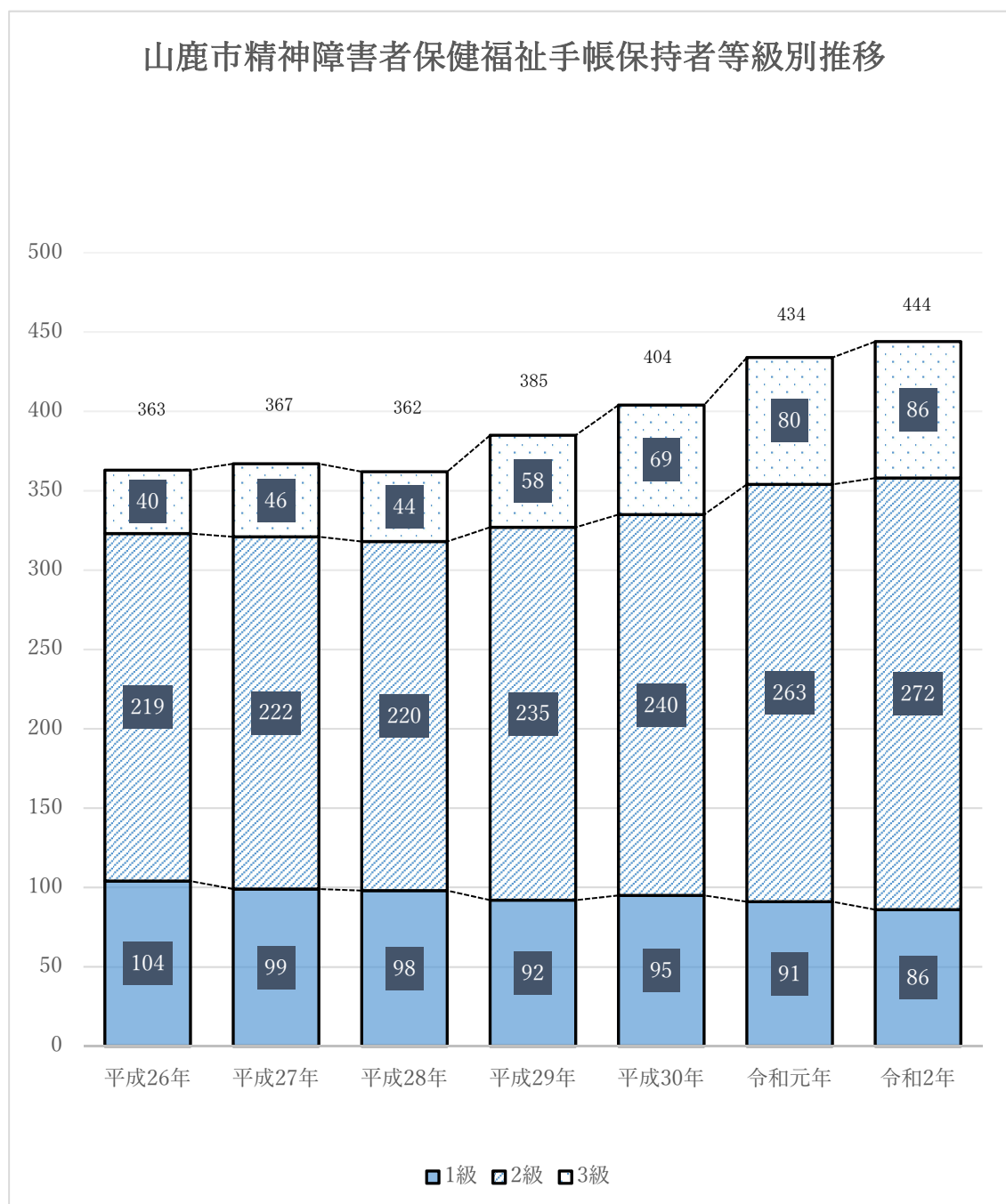
### (7) 精神障害者保健福祉手帳保持者の状況

令和2年3月末日現在の精神障害者保健福祉手帳保持者数は444人(「1級」86人、「2級」272人、「3級」86人)となっており、増加傾向にあります。

等級別の推移を見ると、「2級」、「3級」は全体と同様に増加傾向にあるものの、「1級」は減少傾向にあります。

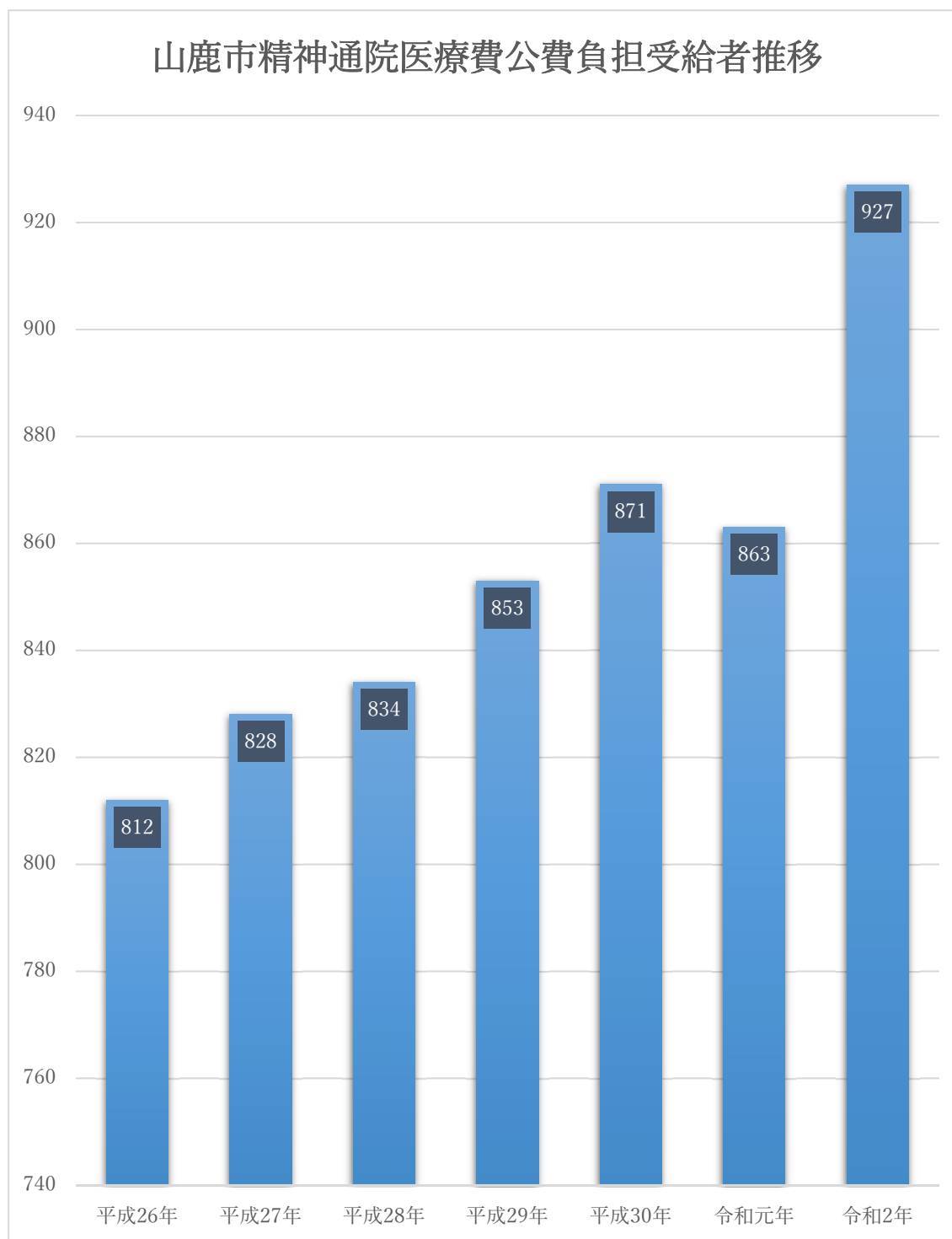
等級別構成比を見ると、「2級」が6割を占めています。

昨今の社会情勢による、ストレスの増加、手帳を持つことの利点等の周知により、症状が軽い早期の段階での手帳申請が増加していると考えられます。



### (8) 精神通院医療費公費負担受給者の推移

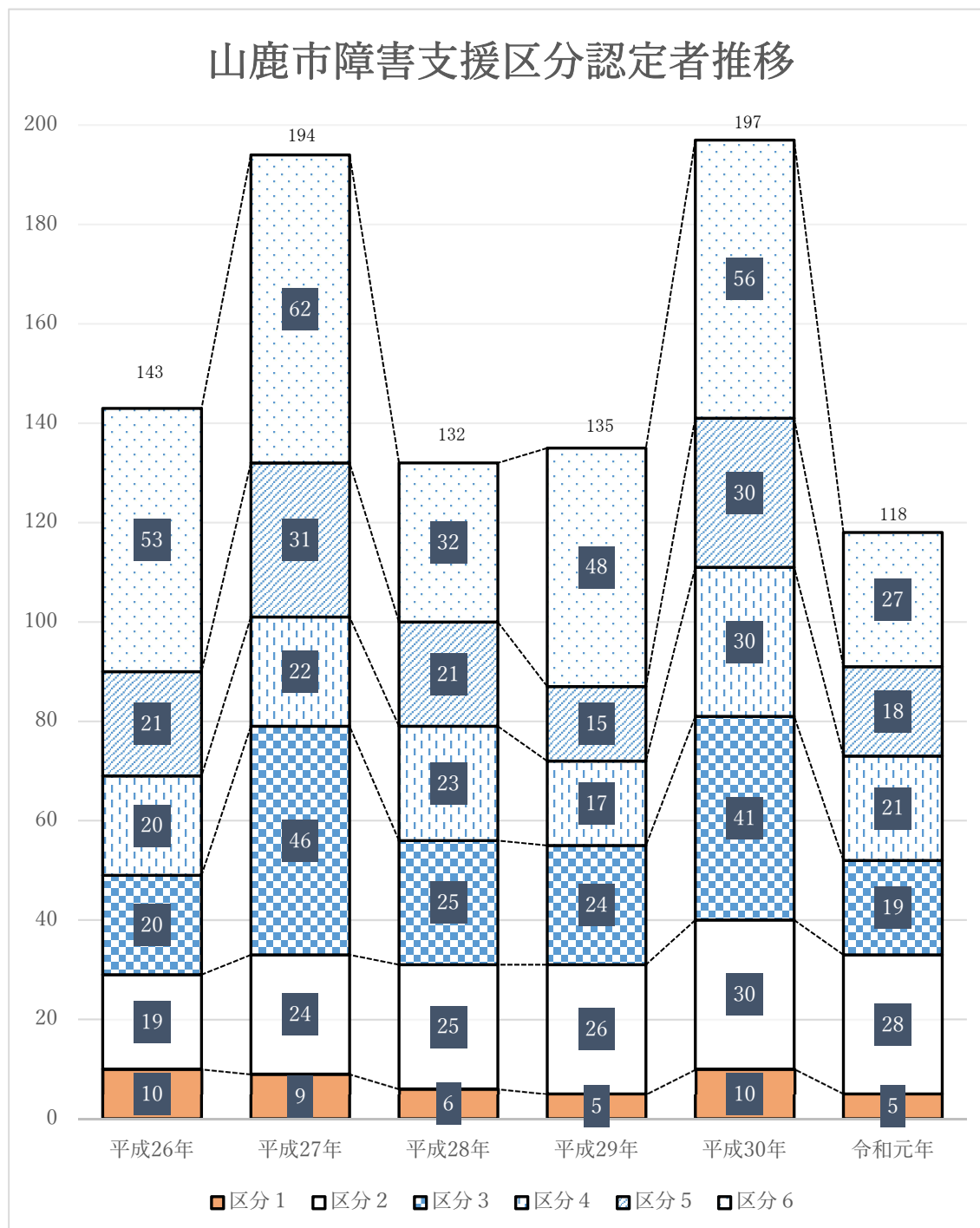
令和2年3月末日現在の精神通院医療費公費負担の受給者数は、927人となっています。受給者数の推移を見ると、増加傾向にあります。



### (9) 障害支援区分別支給認定者の推移

各年度の障害支援区分認定者数を障害支援区分別に見ると、「区分6」が最も多く、全体の約2割を占めています。

平成27年度、平成30年度の認定者数が多いのは、認定期間が3年間の方の区分見直しが集中する年度であるためです。



### (10) 指定難病にかかる医療費の助成状況

平成30年3月末日現在、本市に住所を有し、指定難病として医療費助成の対象となっている難病\*患者数は552人です。中でも、神経・筋疾患、消化器系疾患の患者数が多く、この2つで全体の6割弱を占めます。

(指定難病医療受給者証所持者数) ≪山鹿市に住所を有する人≫

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
神経・筋疾患	187	205	198	203
免疫系疾患	61	60	58	60
消化器系疾患	139	144	112	114
代謝系疾患	3	1	1	1
皮膚・結合組織疾患	28	29	36	34
循環器系疾患	22	24	20	22
血液系疾患	16	18	12	12
腎・泌尿器系疾患	4	5	4	7
骨・関節系疾患	44	42	35	37
内分泌系疾患	15	18	15	15
呼吸器系疾患	22	25	22	21
視覚系疾患	25	24	26	26
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	0
その他	8	7	0	0
合計	574	602	539	552

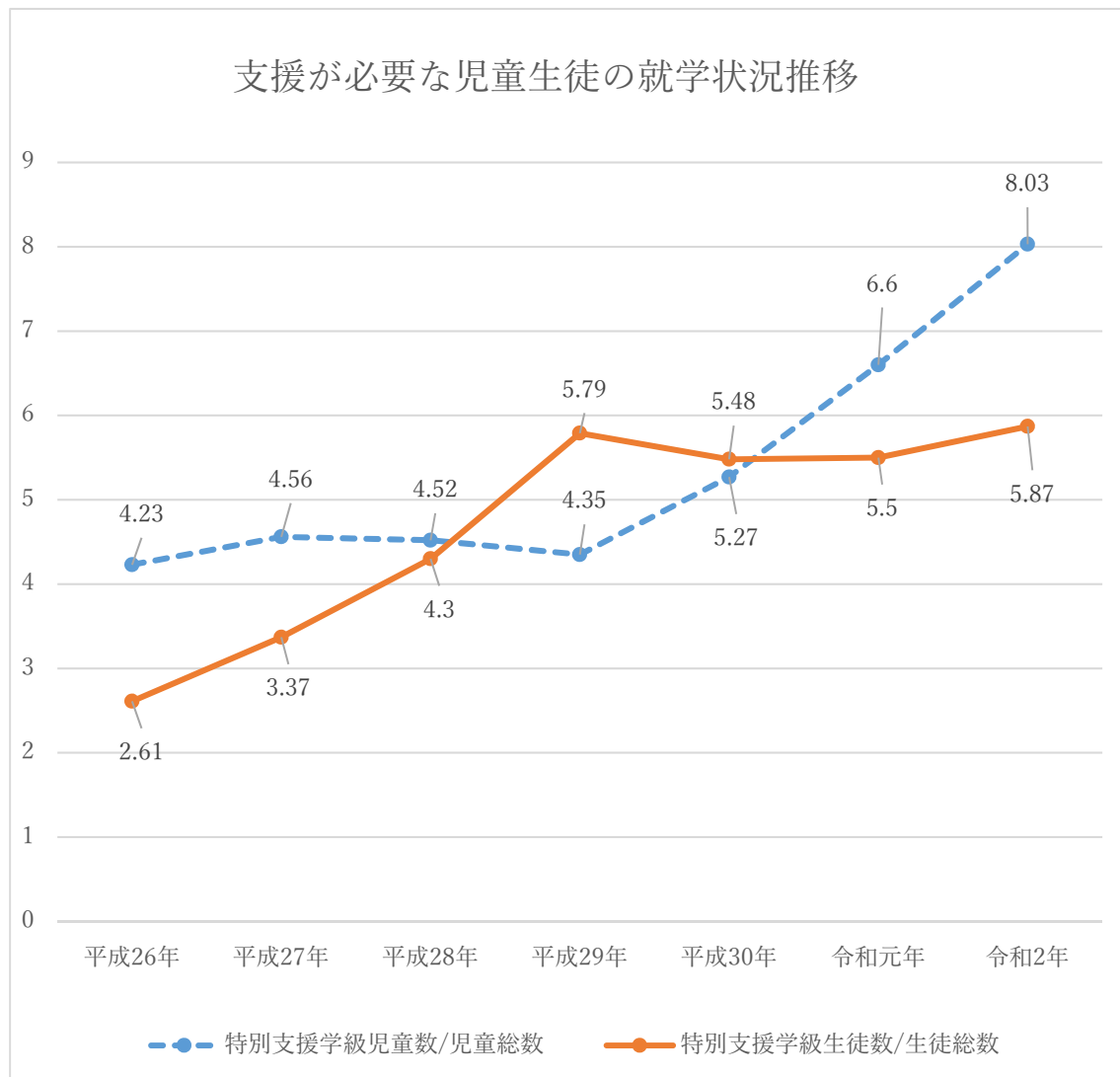
※難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

### (1 1) 支援が必要な児童生徒の就学状況

山鹿市内の小・中学校における特別支援学級児童生徒数の割合は増加傾向にあります。

障害福祉サービスにおいては、支援を必要とする児童生徒の一時預かりや、長期休暇中の過ごし方として、放課後等デイサービスへのニーズが増加しています。家族の負担軽減や、療育支援体制の整備が求められています。



### 3 アンケート調査結果からみる障がいのある人の実態

本計画の策定に当たって、市民の意見や要望を把握するため、障がいのある人に対するアンケート調査を実施しました。

これ以降は、アンケート調査における障がいのある人の実態や意向等です。

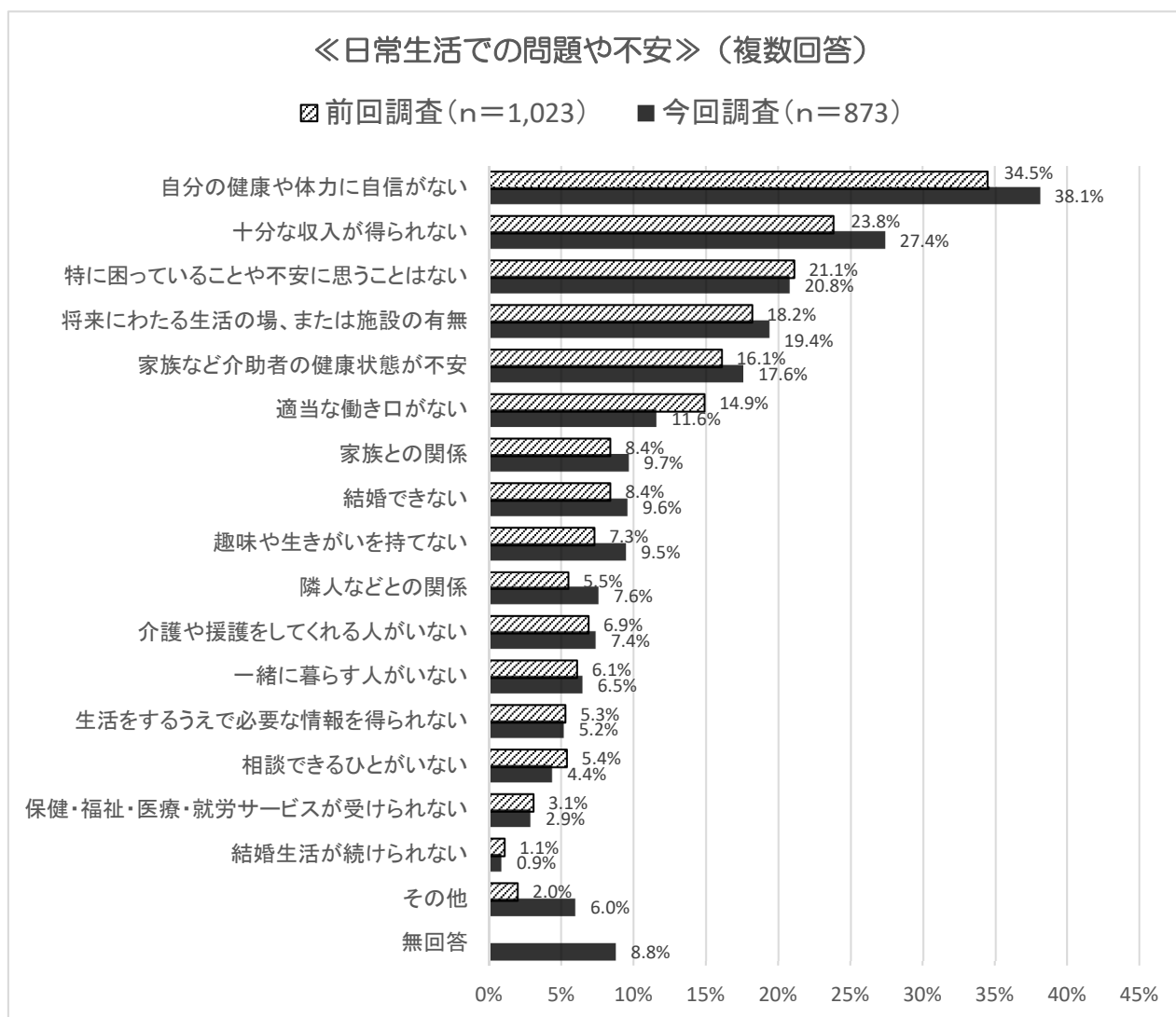
調査対象数	2,000 人
調査対象 及び抽出法	身体障害者手帳保持者 70 歳以下の人 (851 人) 療育手帳保持者 (404 人) 精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療受給者証保持者 (745 人) 平成 29 年 3 月末現在名簿より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 29 年 5 月
回収率	43.7%

## (1) 日常生活上の問題

具体的な問題や不安の内容をみると、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、以下、「十分な収入が得られない」、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」、「家族など介助者の健康状態が不安」となっています。

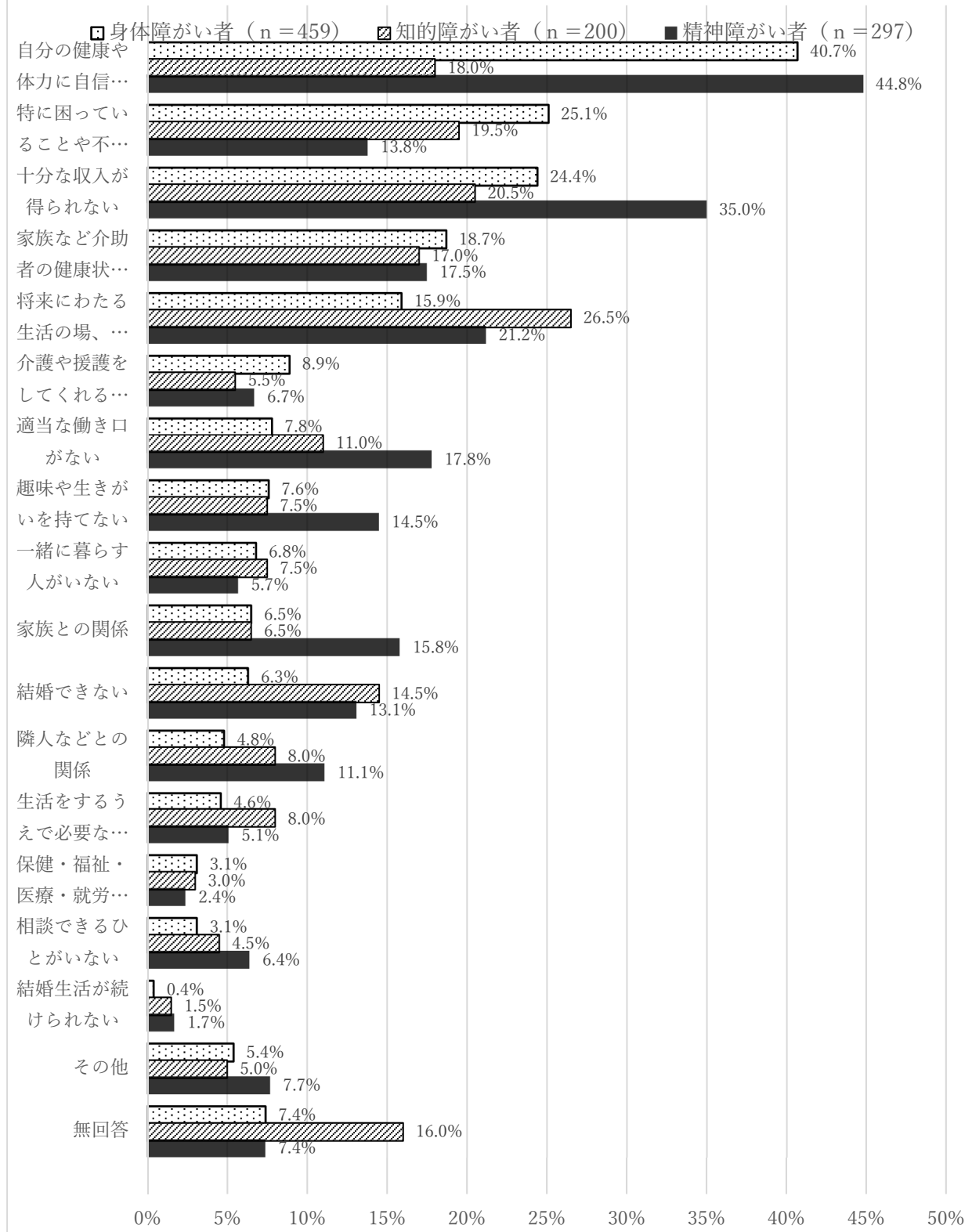
前回調査と比較すると、健康問題や収入、住まいと就労は大きな問題だと言えます。

障害種別に見ると、身体障がいのある人は、「自分の健康や体力に自信がない」が多く、健康面での強い不安がうかがわれます。知的障がいのある人は、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」が最も多く、親亡き後の問題も含め、将来にわたっての住まいの場の確保に対する不安が強く現れています。また、精神障がいのある人は、健康面、収入の不安が高く働き口、家族との関係などの悩みや不安の割合も高くなっており、生活全般に関して強い不安を抱いていることがわかります。



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

## 《日常生活での問題や不安：障害種別》 (複数回答)



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）  
山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）



## (2) 近所づきあいと周囲の理解の深まりの状況

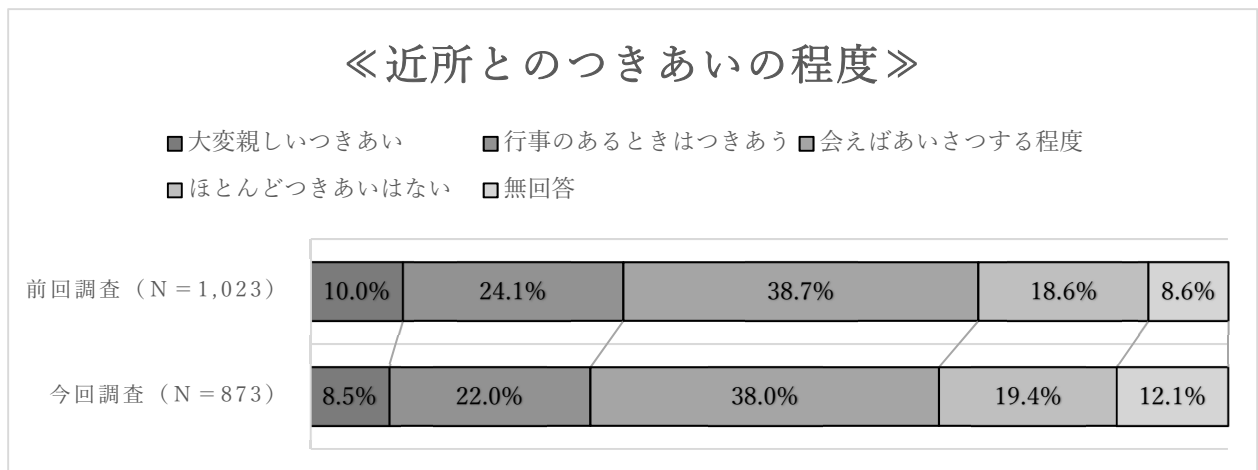
### ① 近所づきあいの状況

近所づきあいの状況を見ると、「会えばあいさつをする程度」が全体の約4割を占め最も多く、「大変親しいつきあい」と「行事のあるときはつきあう」を合わせた『近所づきあいがある』は3割強となっています。

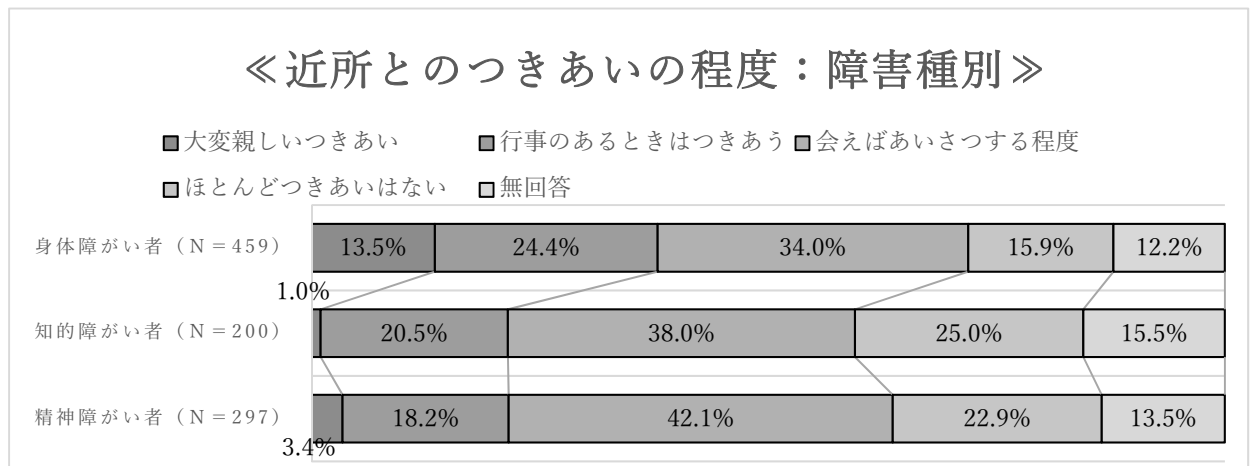
前回調査と比較すると、「大変親しいつきあい」が平成18年度の調査の32.5%から前回調査では10.0%、今回調査では8.5%とさらに減少し、一方で「ほとんどつきあいはない」は平成18年度の調査で5.1%であったものが前回調査では18.6%、今回は19.4%と増加しています。

障がい種別にみると、知的障がいのある人や精神障がいのある人で「ほとんどつきあいはない」がそれぞれ約2割以上みられ、近所づきあいの程度は身体障がいのある人に比べて低いものとなっています。

このことから、知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に、その家族を含め、近所とのつきあいが保たれるよう意識啓発を図っていくと同時に、近所や地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組む必要があります。



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
 山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）



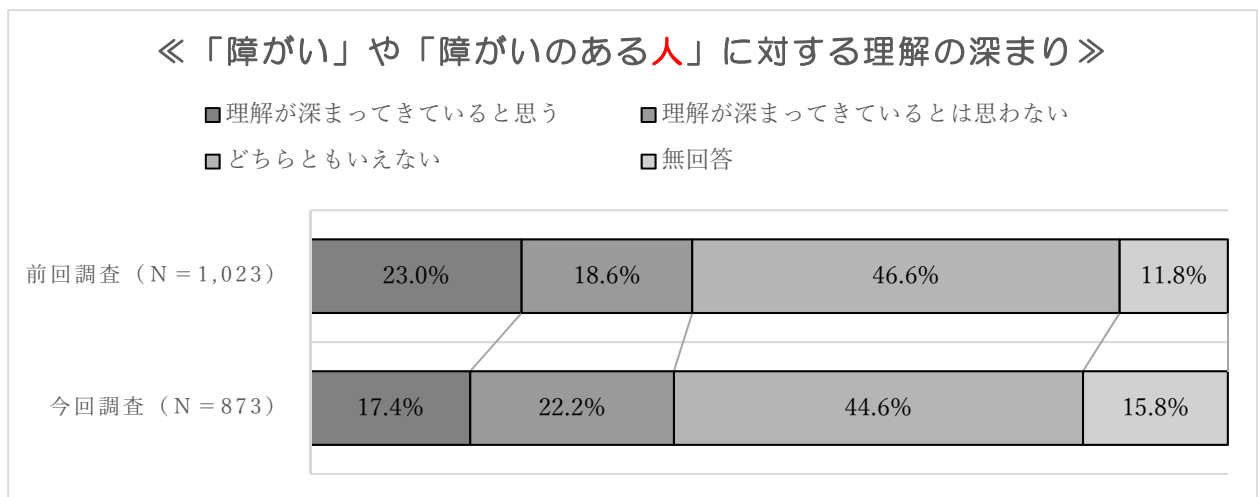
資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

## ②「障がい」や「障がいのある人」に対する周囲の理解の深まり

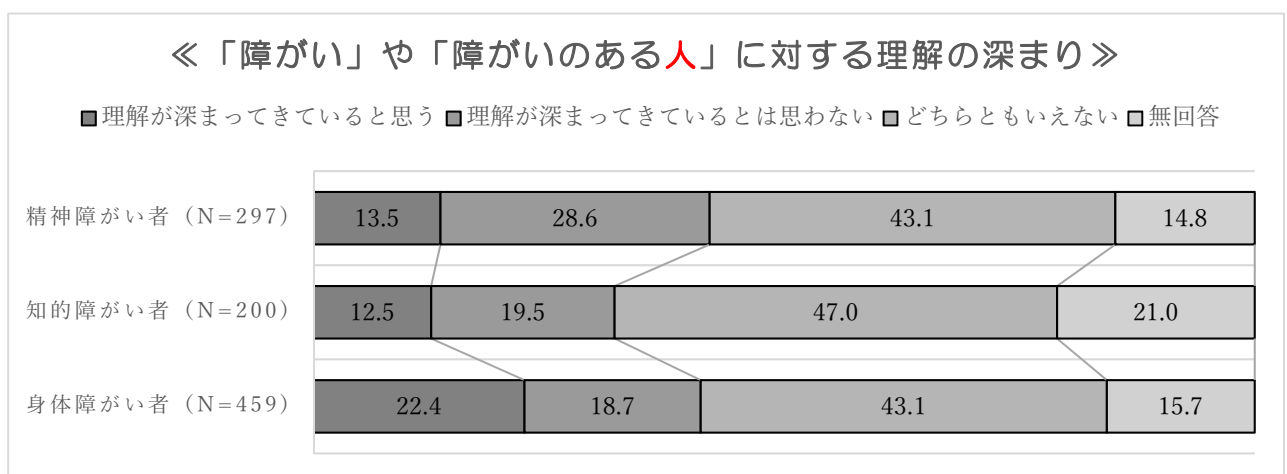
「障がい」や「障がいのある人」への周囲（近所）の理解については、「理解が深まってきている」と評価する人が2割を下回り、「理解が深まっているとは思わない」と否定的に評価している人は2割強と、理解の深まりを感じていない評価が上回っています。さらに、「どちらともいえない」がほぼ半数に上っていることから、これを理解の深まりを実感できない人の割合と理解すると、障がいのある人に対する一層の理解が求められていると言えます。

障がい種別でみると、精神障がいのある人は「理解が深まってきているとは思わない」が最も多くなっており、「理解が深まってきていると思う」が「理解が深まってきているとは思わない」を上回る身体障がいのある人とは傾向が異なっています。

このことから、特に精神障がいのある人に対する一層の理解向上を図る必要があると言えます。



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）  
 山鹿市障害者基本計画・障害者福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）



資料：山鹿市障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

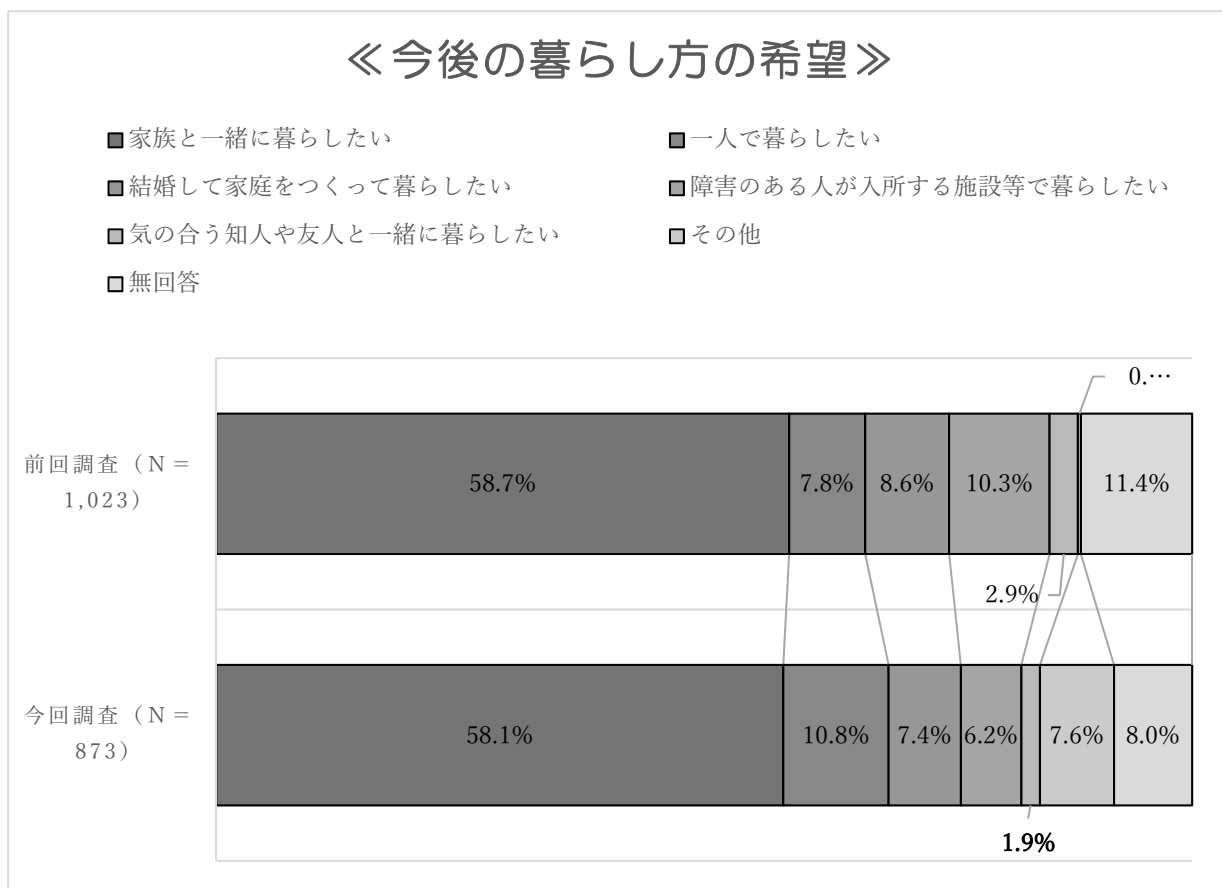
### (3) 暮らし方と今後の施策ニーズ

#### ① 今後の暮らし方の希望

障がいのある人が今後、どのような暮らし方を希望しているかをみると、「家族と一緒に暮らしたい」とする人が圧倒的に多く、全体の6割近くに上り、前回調査と同様となっています。

前回調査と比較すると、「障がいのある人が入所する施設等で暮らしたい」とする人が減少し、「一人で暮らしたい」とする人が増加しています。

入所等から地域生活への移行や、地域生活の継続を可能にする支援が必要であると思われます。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

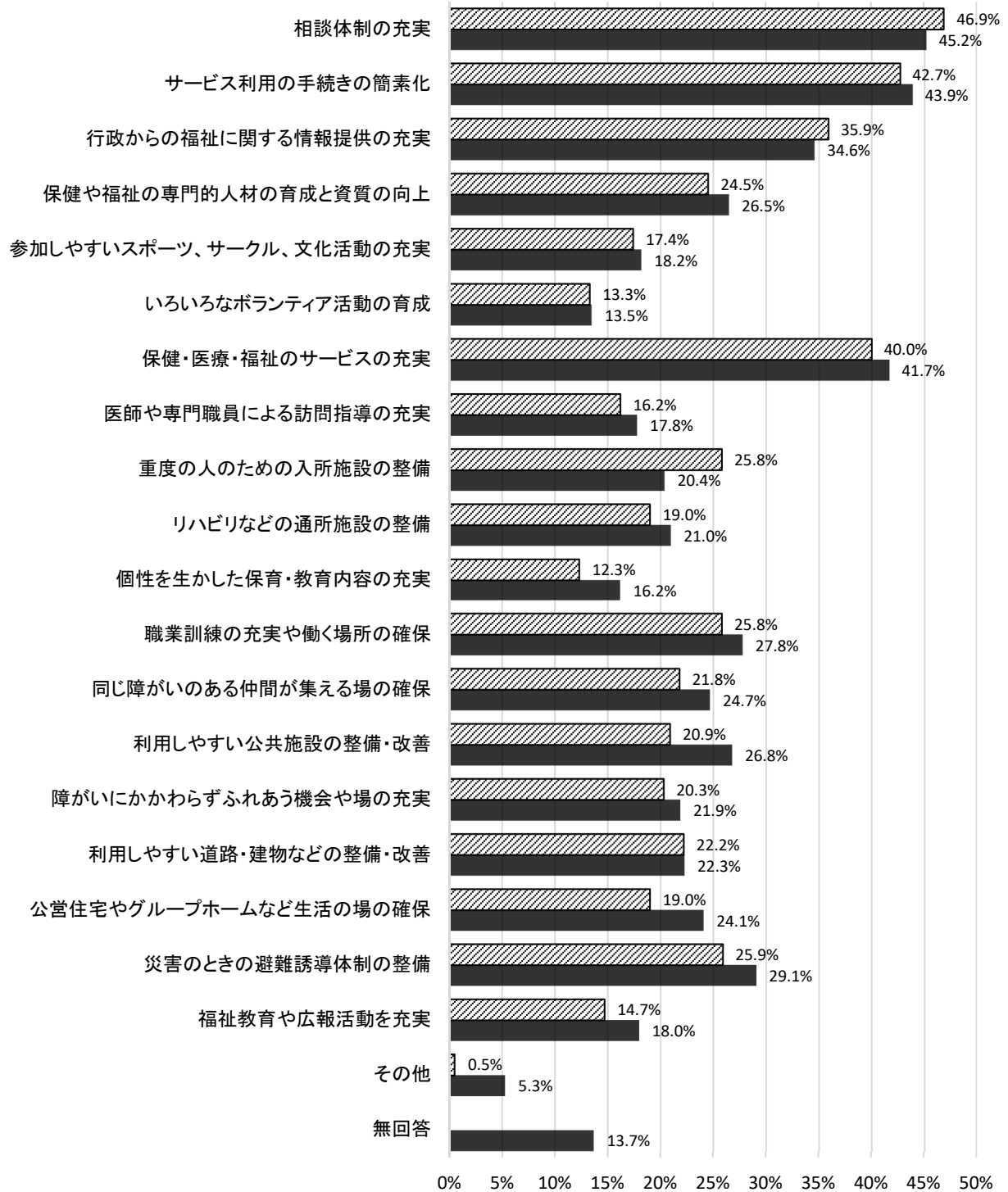
#### ② 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを今後推進していく上でのニーズをみると、「相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「保健・医療・福祉のサービスの充実」を挙げる人が多く、前回同様、それぞれ全体の4割以上を占めています。

特に「相談体制の充実」については、前回調査と比較して増加しており、障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

## 《障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ》 (複数回答)

▨ 前回調査 (n=1,023)    ■ 今回調査 (n=873)



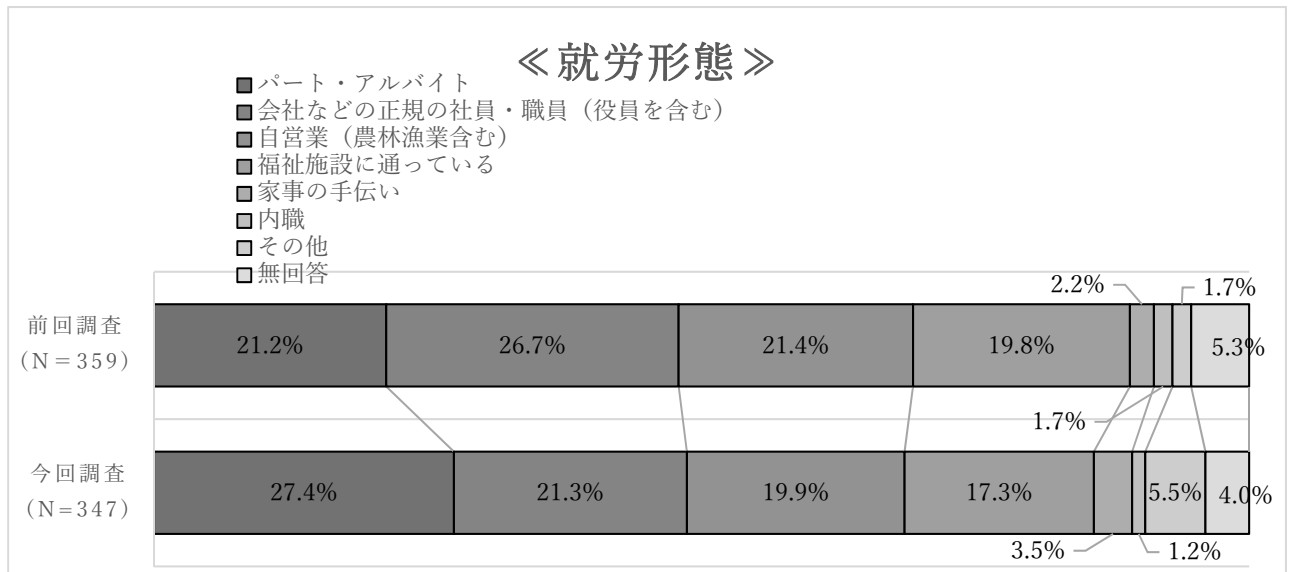
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

#### (4) 障がいのある人の就労状況と就労支援ニーズ

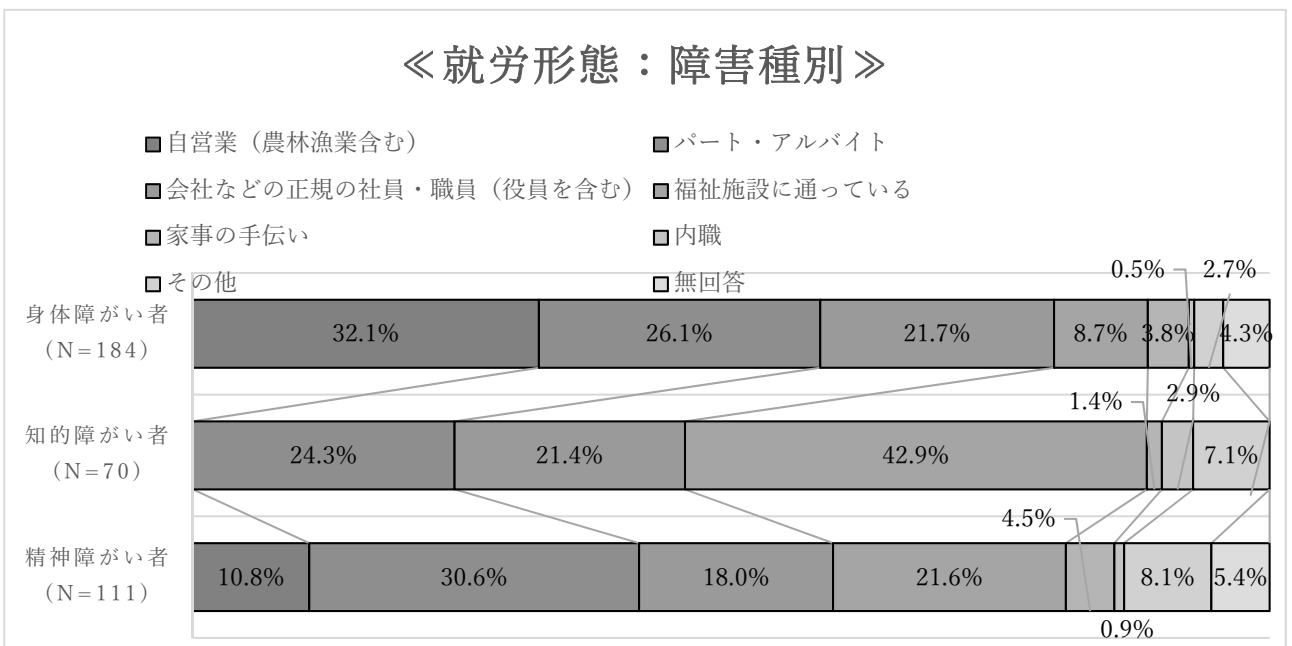
##### ① 就労の状況と問題点

アンケート調査によると、現在、就労している障がいのある人の割合は全体（873人）の4割程度となっています。前回調査では全体（1,023人）の3割程度でしたので、就労者はやや増加しています。

前回調査と比較すると、「会社などの正規の社員・職員（役員を含む）」の割合は減少し、「パート・アルバイト」の割合は増加しています。また知的障がいのある人では「福祉施設に通っている」の割合が4割を超えており、正規雇用・一般就労の厳しさを示す結果となっています。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

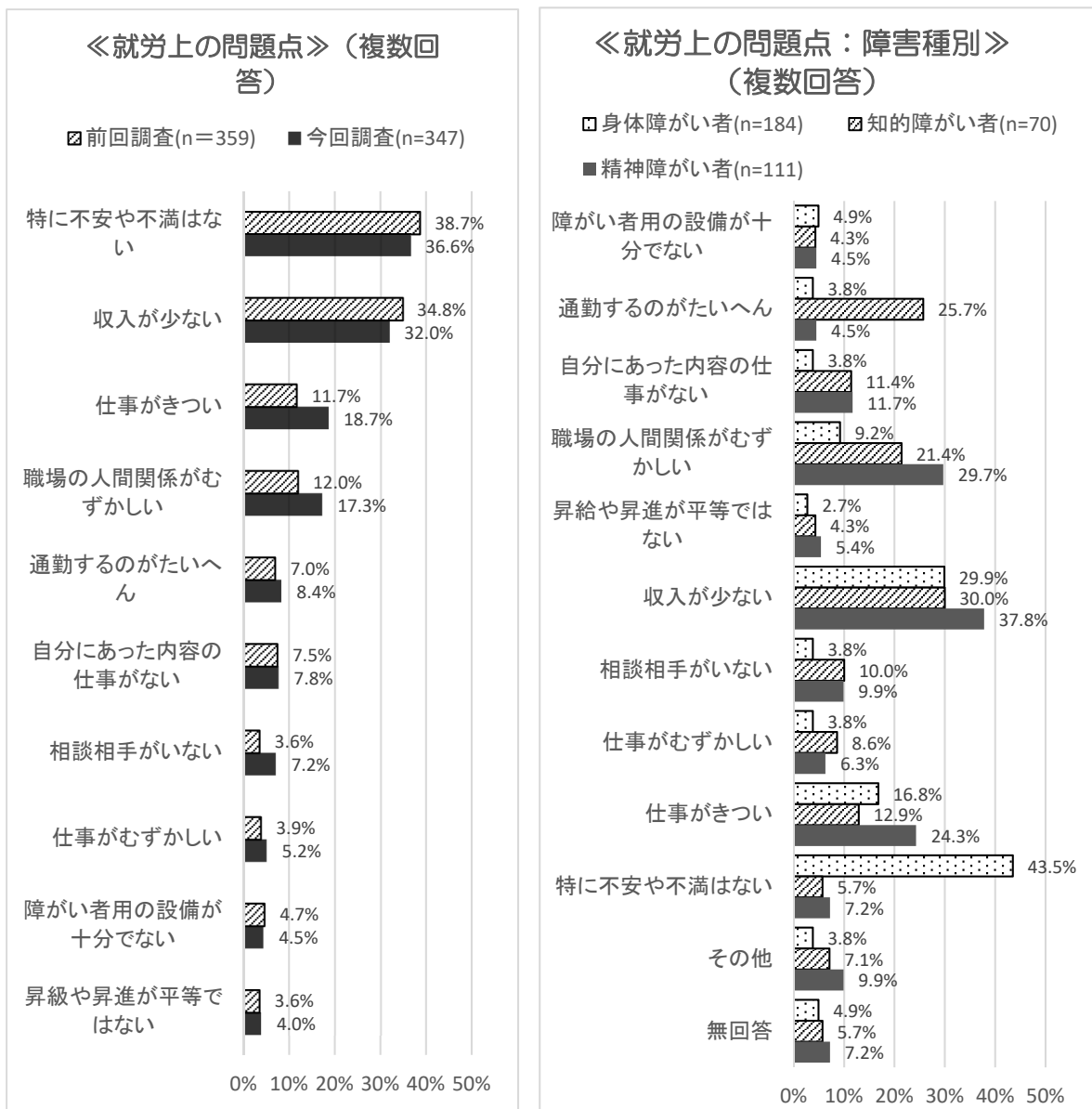


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

就労上の具体的な問題としては「収入が少ない」ことが第1位に挙げられ、就労者の3割を超えます。一方、「特に不安や不満はない」は約4割を占めています。

前回調査と比較すると、「仕事がきつい」「職場の人間関係がむずかしい」の割合が増加しています。

障がい種別にみると、いずれの障がいのある人も「収入が少ない」が第1位に挙げられています。また、知的障がいのある人は「通勤するのがたいへん」「職場の人間関係がむずかしい」が高い割合を示し、精神障がいのある人は「職場の人間関係がむずかしい」「仕事がきつい」が高い割合を示しています。このことから、就労後の人間関係も大きなものとなっているようです。

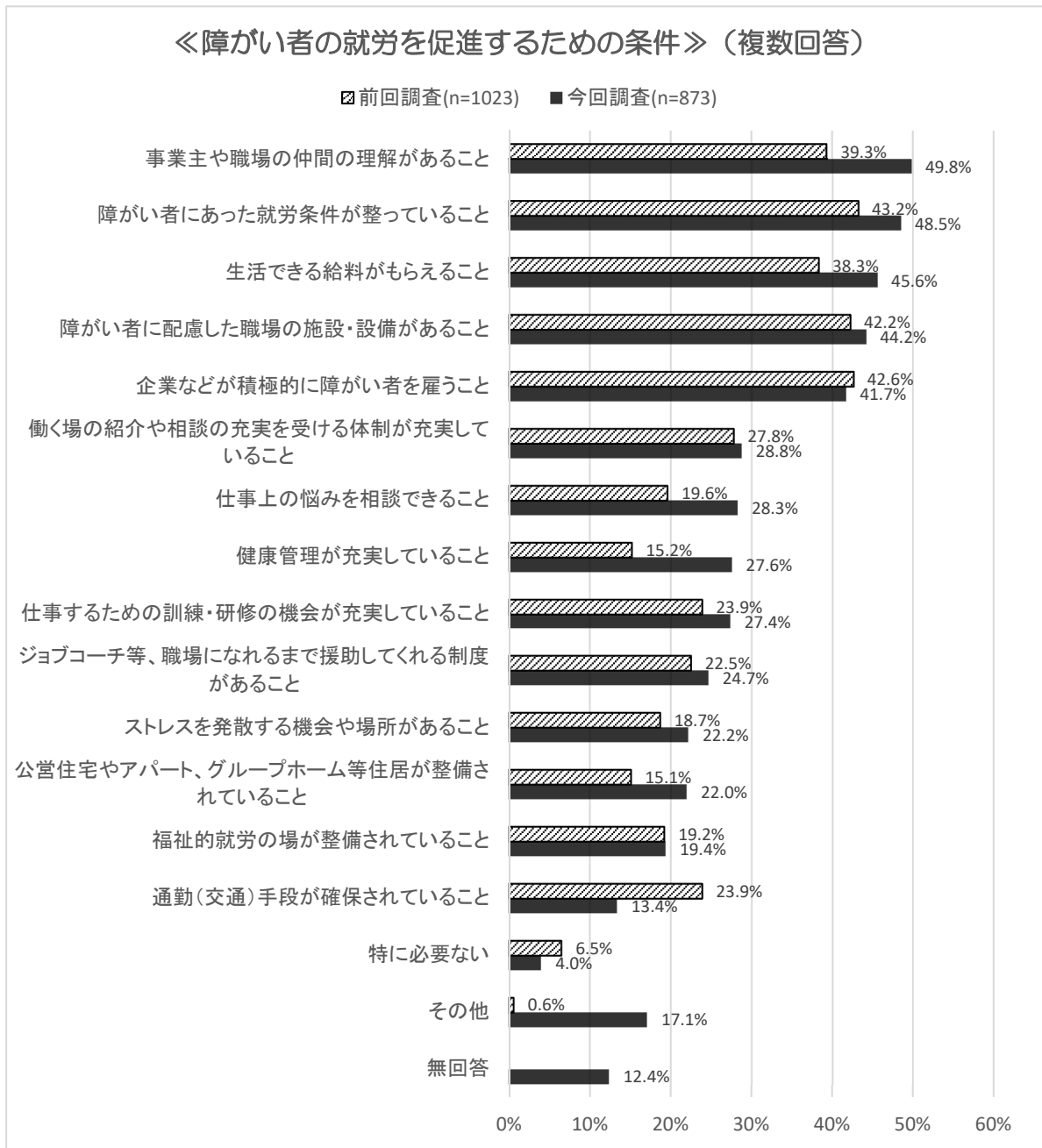


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

## ②就労支援ニーズ

今後、障がいのある人の就労を促進していくための条件としては、「事業主や職場の仲間の理解」「障がい者にあった就労条件が整っていること」「生活できる給料がもらえること」「障がい者に配慮した職場の施設・設備があること」「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」の5項目で4割を超えています。

前回調査と比較すると、ほぼ全ての項目で回答割合が前回調査を上回っており、10%以上上回った調査項目もあります。このことから、障がいのある人の就労支援ニーズは高まっていると言えます。



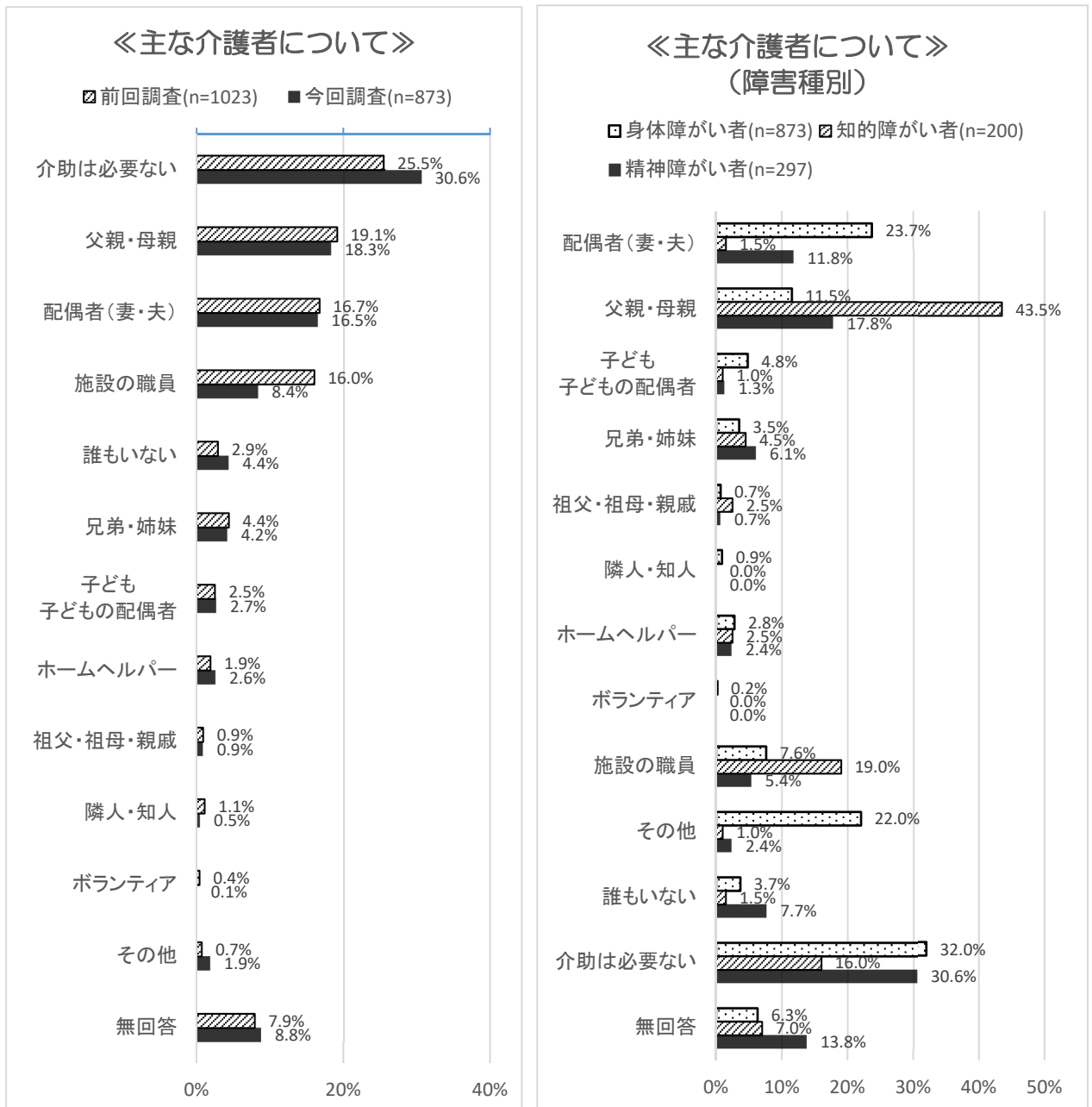
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

## (5) 家族介護の状況

家庭での主な介護者については、「父親・母親」が2割弱で最も多く、次いで「配偶者(妻・夫)」、「施設の職員」が挙がっています。一方、「介助は必要ない」も3割を超えています。

前回調査と比較すると、「施設の職員」の割合が大幅に減少し、「ホームヘルパー」の割合が増加しています。

障がい種別にみると、身体障がいのある人の場合「配偶者(妻・夫)」が最も多く2割を超えますが、知的障がいのある人では「父親・母親」が4割を超え、精神障がいのある人では「父親・母親」が約2割と、障がい種別により、介護者に違いがあることが分かります。

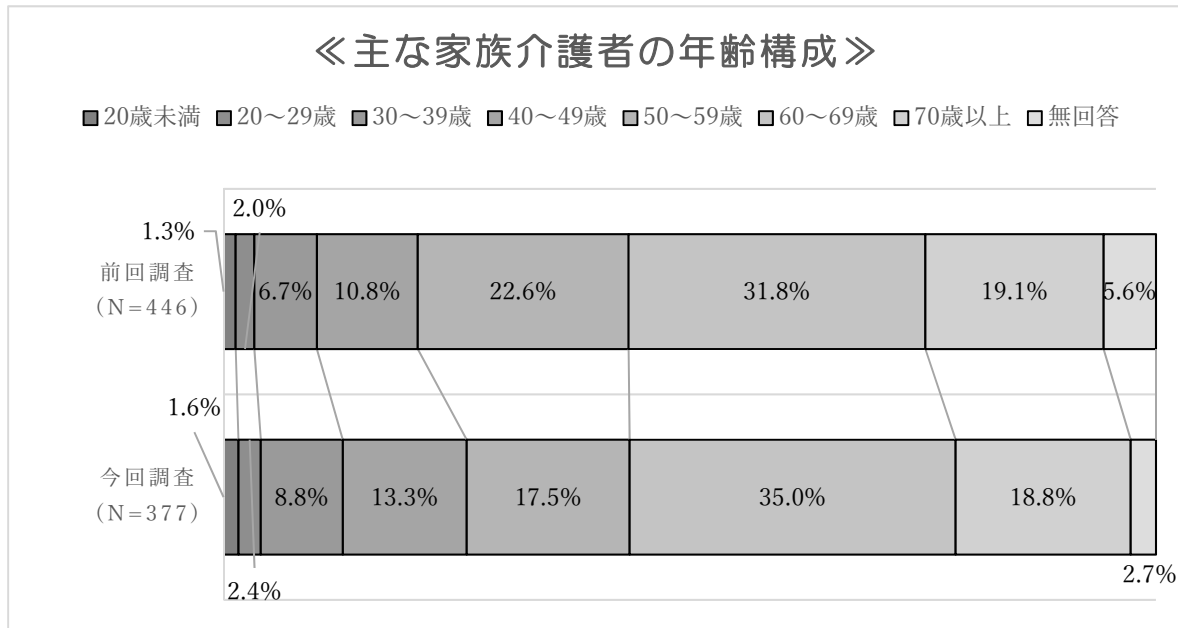


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

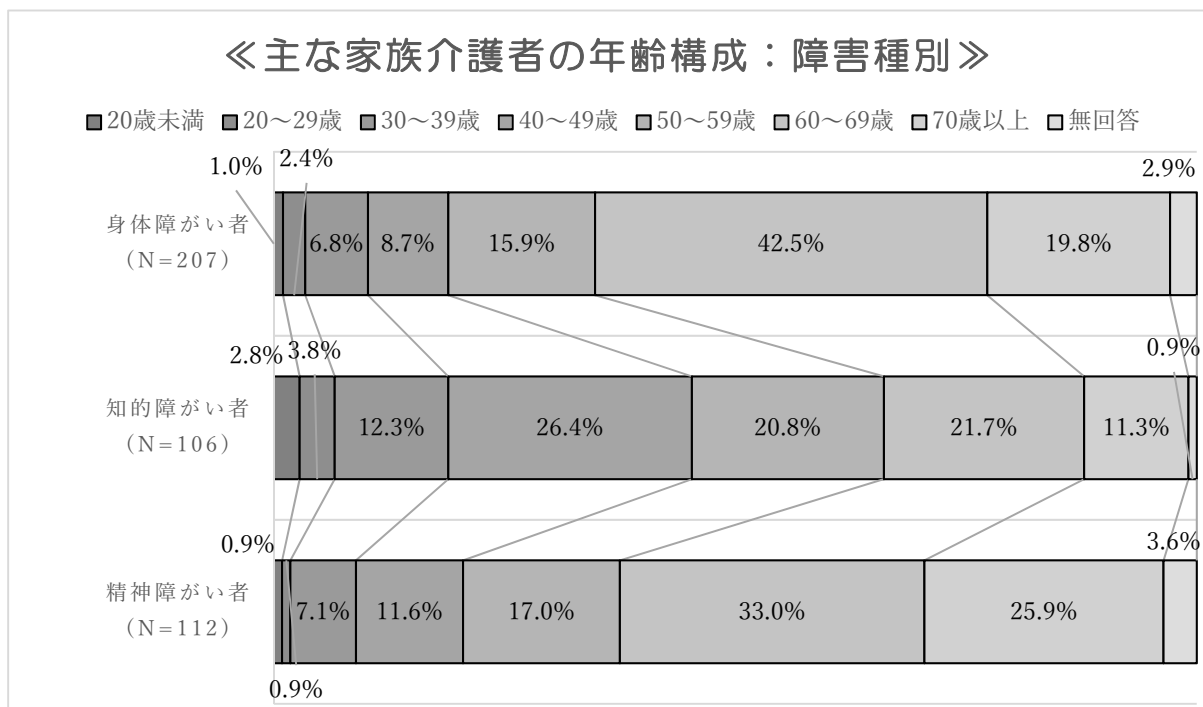


家族の介護者の年齢構成をみると、「60～69歳」が35%と最も多く、次いで「70歳以上」、「50～59歳」の順となっています。全体として介護者は高齢化の傾向にあります。

障がい種別にみると、知的障がいのある人の場合、60歳以上の介護者は約3分の1であるものの、身体障がいのある人では6割以上、精神障がいのある人では6割近くが60歳以上の高齢層となっています。



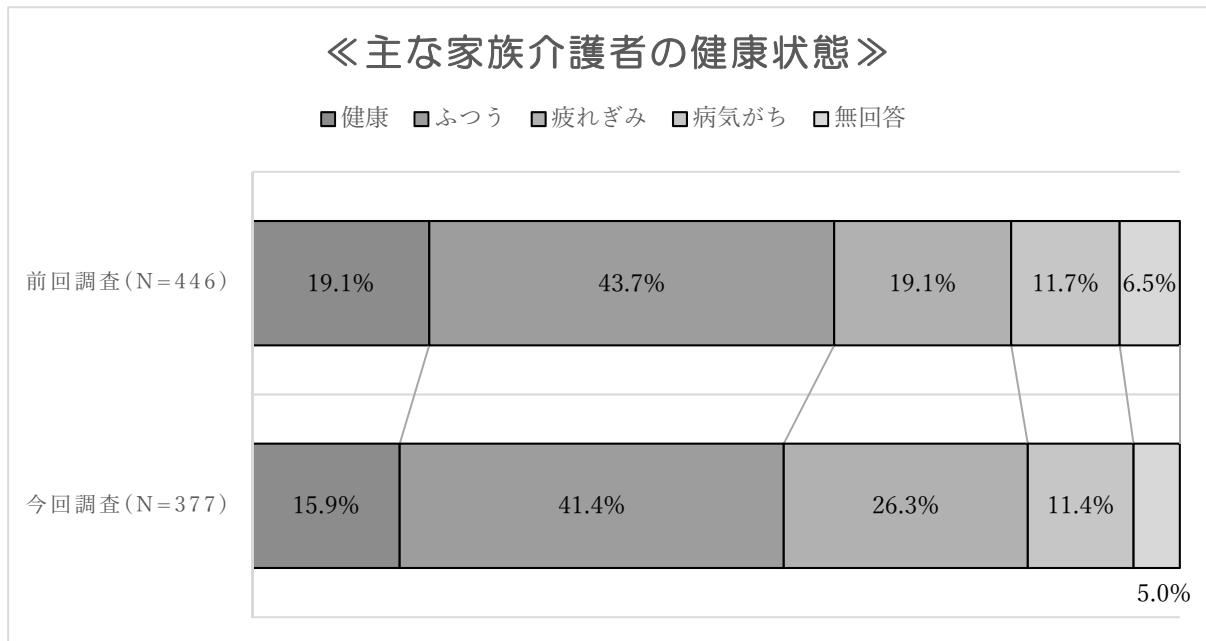
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）



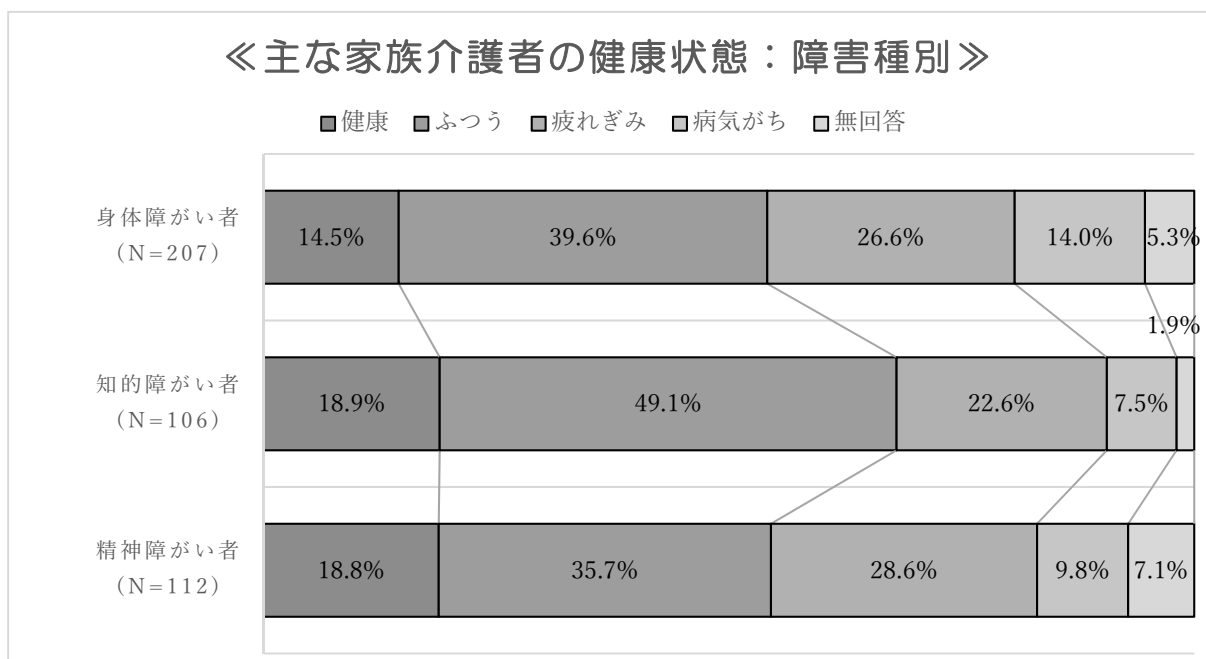
資料：山鹿市障害者計画・障害者計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

こうした介護者の高齢化の中で、介護者の健康状態は「疲れぎみ」や「病気がち」の割合の合計が3割を超えており、前回調査と比較すると割合は増加しています。

障がい種別にみると、精神障がいのある人、知的障がいのある人の3割台に対し、身体障がいのある人の場合には家族介護者の4割以上が健康上の不安を抱えている結果となっています。

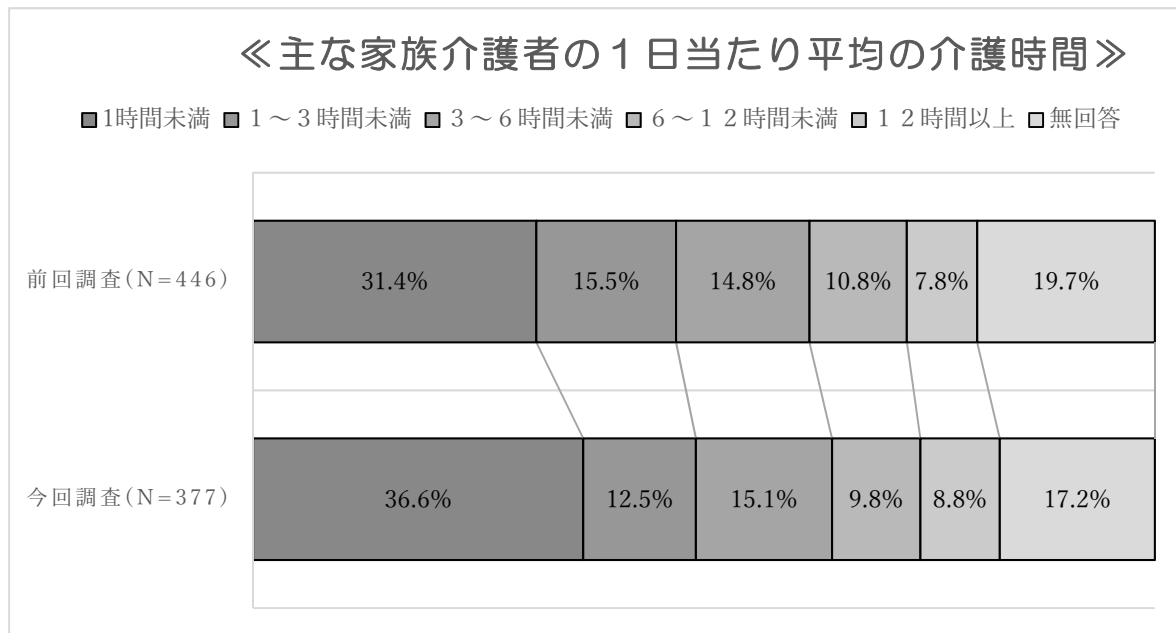


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）



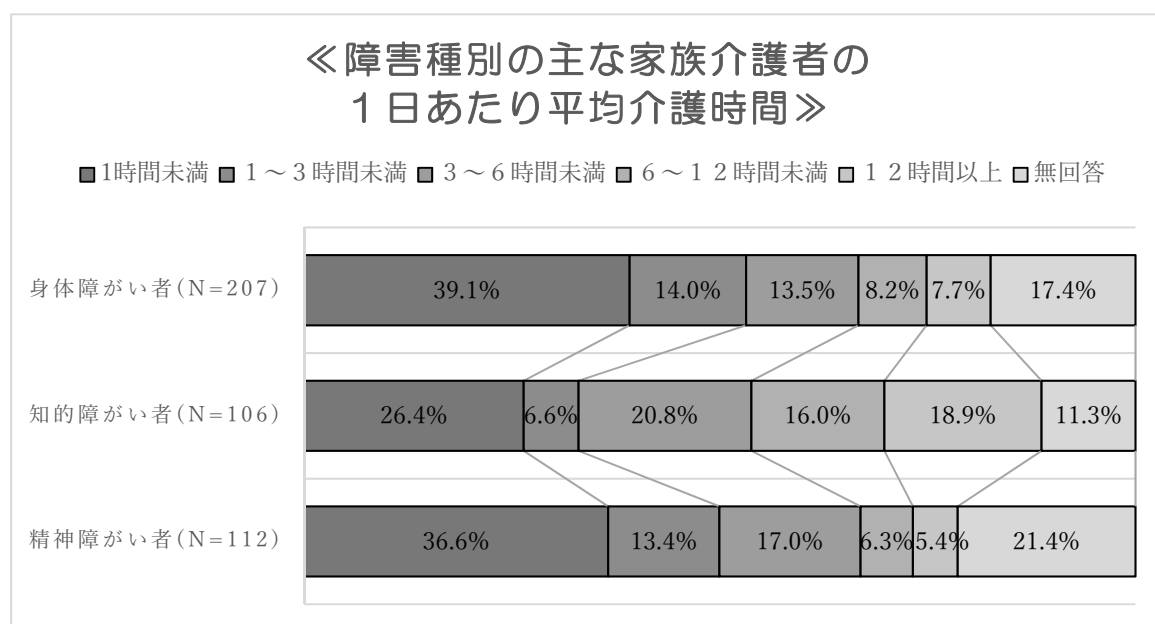
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

また、介護に要する1日当たりの平均時間は「1時間未満」が全体の3割以上を占め最も多くなっていますが、6時間以上も2割弱を占めています。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）  
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

障がい種別に見ると、6時間以上の介護の割合は身体障がいのある人、精神障がいのある人が1割台であるのに対して、知的障がいのある人では3割となっている状況であり、介護者にとって時間的拘束も大きい負担となっている状況です。



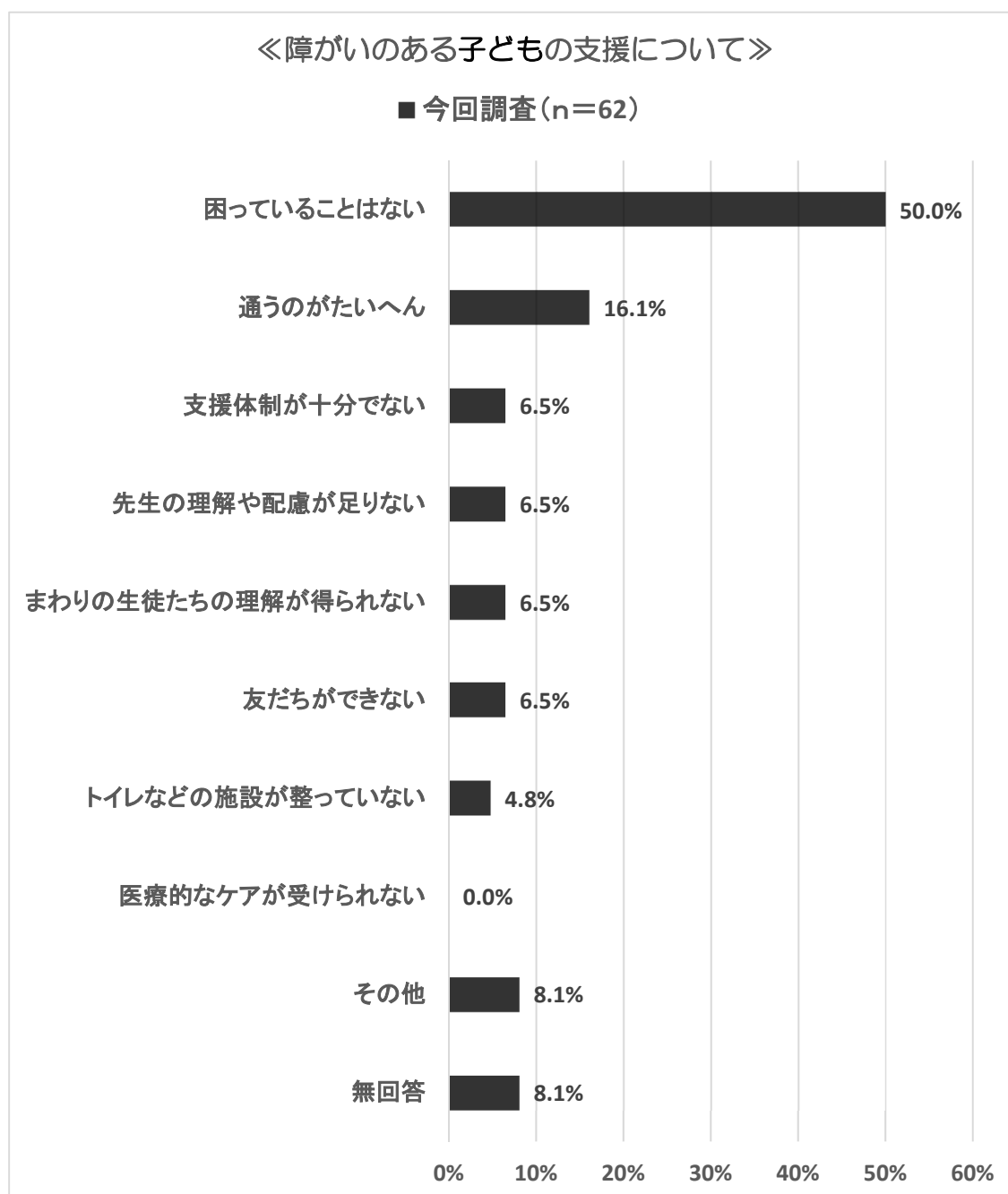
資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

## (5) 障がいのある子どもの支援

### ①障がいのある子どもの支援

障がいのある子どもをもつ保護者にとっての通園・通学の状況として「通うのが大変」が最も多く、支援体制や周囲の理解に悩みを持っている状況です。保護者の希望として、安心して登園・登校できるような支援が必要だと思われます。

また、「困っていることはない」が多い理由として、支援が充実してきたことも要因のひとつとして考えられますが、必要な支援やどのような支援体制があるのかを知らない、生活の中で困っている自覚がない、ということも考えられるため、各種支援制度の周知をさらに図っていく必要があると思われます。

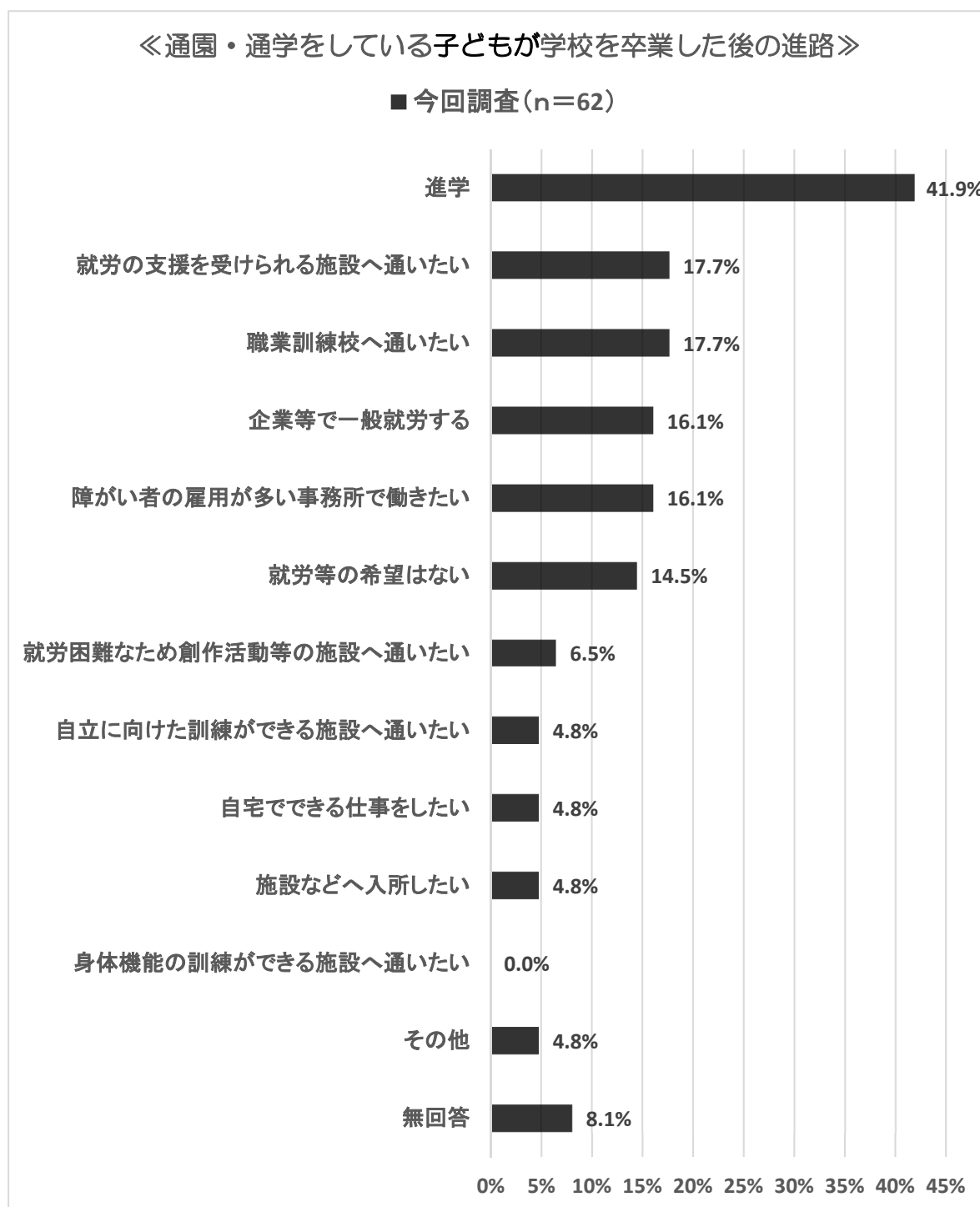


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）

②通園・通学している子どもが学校を卒業した後の進路

障がいのある子どもが現在通園・通学している学校を卒業した後の進路については、「進学」が最も多く、現在の通園・通学先から次の進学先へのスムーズな引継ぎの支援が必要であると思われます。

また、「就労の支援を受けられる施設へ通いたい」「職業訓練校へ通いたい」が同率となっており、親亡き後を見据えての自立した生活を希望する様子が見えてきます。

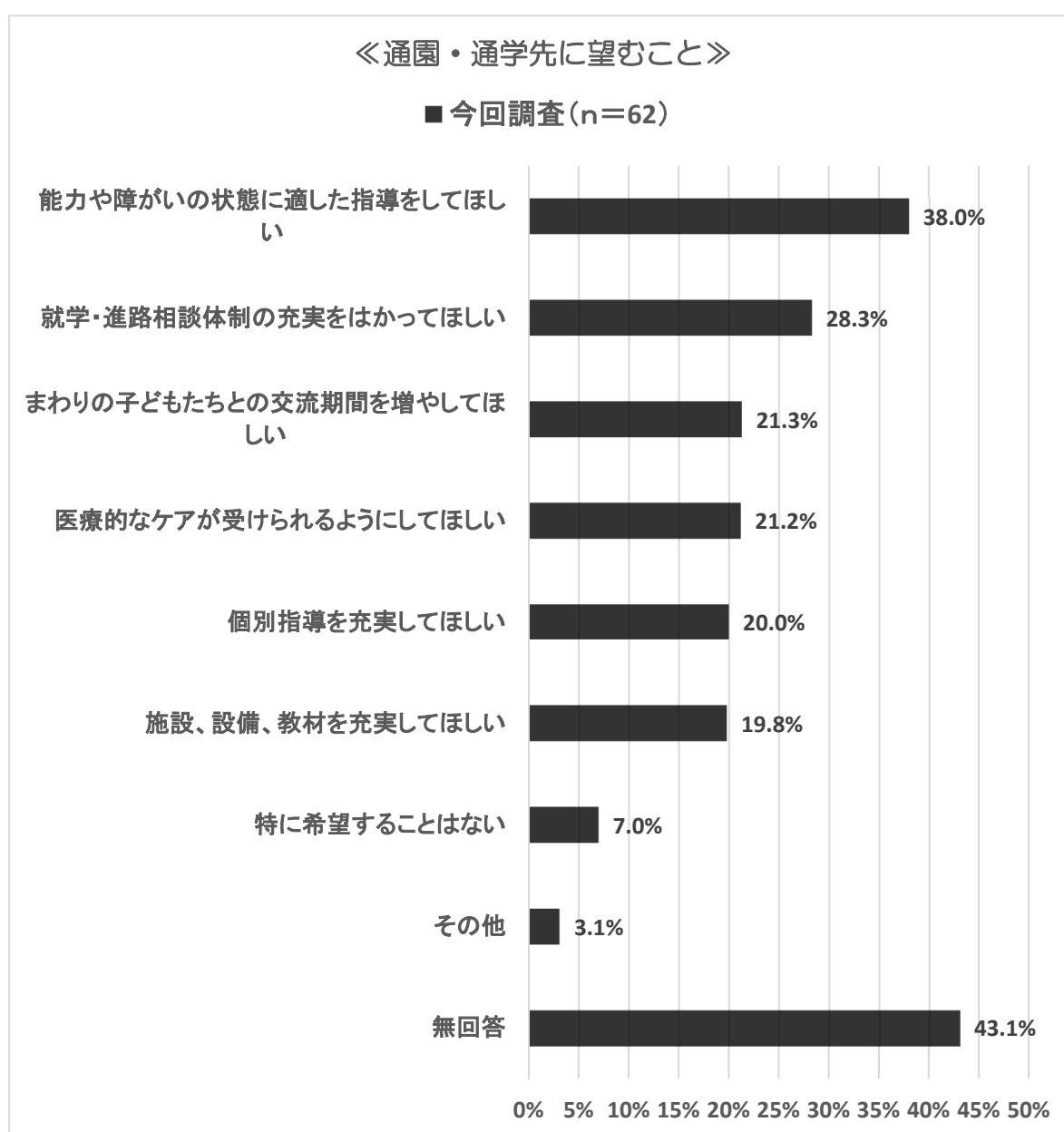


資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

### ③ 通園・通学先に望むこと

現在の通園・通学先に望むことについては、「能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」が最も多く、次いで「就学・進路相談体制の充実をはかってほしい」となっています。これについては、本市教育委員会がモデル事業として実施した「インクルーシブ教育」の更なる充実、教育関係者と福祉関係者の密な連携が必要であると思われます。

また、「医療的なケアが受けられるようにしてほしい」について 21.2%となっており、医療的ケア児が心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築する必要があります。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）

## 4 アンケート調査による障害福祉サービスのあり方

本計画の策定に当たって、今後必要な障害者福祉のあり方を把握するために、関係団体や事業者に対するアンケート調査を実施しました。

### (1) 調査実施の概要

調査対象	障害者支援団体及び 障害福祉サービス事業所	山鹿市内企業
回答数	14事業所、団体	35事業所
調査時期	平成29年5月	平成29年2月
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収

### (2) 調査結果の抜粋

#### ① 団体・事業所の抱える運営上の課題

- 手帳を持っていても団体に参加しない。会員数の減少と会員を支える家族の高齢化、さらには経済的な不安が大きい。
- 人材の確保とともに、利用者の確保に苦慮する。
- 施設の老朽化、作業単価・工賃の安さから経営面の問題。
- 請負作業をこなすために障がいのある人への支援がおろそかになることもある。
- 利用する障がいのある人（児童）の障がいの状況がさまざまなことから個々の対応に苦慮することもある。
- 家庭環境等支援調整が増加している。モニタリング外での連絡・調整・心理的支援等算定できない。
- 利用者の高齢化や症状の重度化に対して今後の対応の困難さ。
- 介護職の若い世代の応募も少なく事業所側の人手不足。
- サービス利用者とそれを支える家族、サービス事業所に対する支援とともに、支援する側の人材確保のための施策が必要。

#### ② 利用する障がいのある人や家族が抱える悩みや相談

- 障がいのある人への理解不足を感じる。
- 障がいのある人などを支える家族・支援者の高齢化が最大の不安、悩み。
- 将来、親が亡くなった後に、障がいのある人などが生活を確保できる体制があるか不安。

- 働きたくても体調が整わない、経済面、地域での生活への不安。
- 就学、就労に向けての決定、社会生活の自立への不安。
- 自宅での療育に悩んでいる家庭もある。
- 症状の変化やそれに対する対応についての悩み。

### ③ 福祉施設から地域生活への移行促進

- 支援者のスキルアップ、社会資源の創出。
- 法人内での完結サービス防止。
- 移行先を考える機会を作る。
- 受け入れ先の家族・地域への理解の向上を行政が担う。
- 就労支援の充実。
- 希望のサービスが支給量に見合わず生活が困難になる予測あり。
- 地域の受け皿が必要。

### ④ 精神科病院から地域生活への移行促進

- 住まいの場・経済的な基盤整備が必要。
- 地域で支えるチーム形成し支援を行う。
- 支援者の養成にて支援者の質と量の確保が必要。
- 地域の受け皿が必要。
- 個別の支援充実 寄り添っての支援が必要。
- 生活訓練や社会適応訓練が必要。
- 企業や地域の理解向上が必要。

### ⑤ 福祉施設から一般就労への移行促進

- 障がいのある人の特性の理解をしてもらう。
- 企業の協力と理解サポートが必要。
- 企業と施設が情報交換する機会等充実。
- 定着までのサポート充実。
- 就労支援から一般就労に向けての支援は十分な支援が必要。
- 一般就労雇用側としては、バリアフリーなど環境問題、支援の余力がないなどの現実問題も多い。
- 企業側と施設側が情報交換できる機会を提供してほしい。

### ⑥ 障がいのある人とその家族等に対する支援の質の向上

- 障がいの特性の十分な理解が必要なため実体験についての研修必要。
- 専門的知識の研修が必要。
- 事業者間連携が必要。
- 事例検討など各関係機関が集まった研修は必要。



○ 個々に自己研鑽に努める。モニタリングがきちんと行えているか行政の確認が必要。

○ 権利擁護・差別解消などの周知が必要。

**⑦ 障がいのある人とその家族等に対する相談支援**

○ 相談員不足。事業所を増やす必要がある。

○ 行政、事業所の定期的な研修会意見交換会必要。

○ 相談機関や相談方法などの広く周知が必要。

○ 適切な相談機関につなぐよう連携が必要。

**⑧ 障がいのある子どもの支援**

○ 就学前の学校と福祉事業所との連携は必要。

○ 切れ目のない支援が必要。

○ 事業所の確保が必要。

○ 保護者の障がいに対する理解の向上を図る必要がある。

○ 地域の人々の理解の向上のための研修。

○ 日中一時支援、短期入所や発達障がいのある子どもたちの行き場についてのニーズが高まっている。

○ 医療機関や教育機関、地域療育センター、行政、福祉関係の連携と情報交換によって、障がいのある子どもに対して、幼児期から就学後までとぎれのない支援が重要。

○ 特別支援学校の設置に向けた要望。

**⑨ 障がいを理由とする差別の解消の推進**

○ 地域住民に広く研修を行う。

○ 社会教育と一体となった啓発を積極的に行う。

○ 法律や条令の理解に基づいた専門職の業務を行っていく。

○ 子どもに対し早い段階での教育が必要。

**⑩ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方**

○ 利用者の意思を尊重した支援につなげる。

○ 制度についての理解を広める研修会の開催が必要。

○ 支援者と利用者の信頼関係が一番大切。

○ 利用しやすいような手続きの簡素化も必要ではないか。

○ 難病患者への障害福祉サービス等の周知。

○ 医療機関で患者さんへのサービスの周知を行ってもらう。

○ 難病の病気についての正しい知識の理解が必要。

○ 医療連携、専門性の高い相談支援が必要。

- 症状の進行が早い疾患も多く、福祉サービスをもっと利用しやすくあってほしい。
- 地域・専門職に制度や病気についての研修が必要。

#### ⑪ その他

- 災害時の対応整備が必要。相談事業所や相談員が支援できなくなったときの地域でのフォロー体制整備。事業所ごとの持ち出し用利用者台帳の整備・支援の協定・連絡体制の整備等。
- 災害時の行政機能停止時の対応について明記してほしい。
- 障がいのある人のニーズに沿った計画を。種別によつての計画を。
- 国の意見に沿い山鹿市の現状課題に沿った計画策定を。
- さまざまな情報を密に教えてほしい。
- 社会参加を促せるような支援者の数と質の充実を図ってほしい。
- 地域の育成・差別や偏見のない共に学べる地域であってほしい。
- 放課後デイ 22 日あるが学童との併用が可能な状況にするため日数の検討をしている。
- 行政の福祉担当者や社会福祉協議会の機能強化、先進地や現場の視察、障がいのある人の過ごす場の確保。
- 障がいのある人が安心して過ごせるよう、支援体制の拡充やサービスの充実に向けて取組が必要。

---

## 第4章 山鹿市第3期障害者計画

---

はじめに

第3期障害者計画は平成30年～令和5年（6年間）を計画期間としており、今回の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定する令和3年は、折り返しの時期に当たるため、当初の障害者計画を基本としつつも、適宜修正を加えたものとしています。

### 1 計画の基本課題

#### (1) 「障がい」の多様化、社会の高齢化に伴う支援体制の強化

「障がい」の概念は、社会全体の意識の向上により、従来のような身体障がい、知的障がい、精神障がいといった3つの大きな枠組みだけでは捉えられないほど多様化しており、それぞれの特性を十分理解した上で、様々な障がいへ適切に対応していくことが求められています。

また、昨今、社会的なストレスによって、精神に変調をきたす人が増加しており、精神障害にも対応した地域の支援体制の強化も求められています。さらに、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症への対策、社会全体の高齢化に伴う、支援者亡き後の支援の在り方など、個々が抱える多種多様な問題に対応して行かなければなりません。

このような要求に対し、今日の障害者施策の基底にある「自己選択と自己決定」を尊重しながら、社会全体の意識の向上により徐々に高まりつつある「自分らしい暮らし方」を支える支援体制を構築する必要があります。

そして、障がいのある人が乳幼児期から高齢期まで生涯を通して、自分らしく安心して暮らしていけるよう、「ライフステージ<sup>※</sup>」を基軸とする一貫した保健・医療・福祉・教育など、障がいのある人と共に、地域住民との協働を推進しながら、包括的で継続的な支援施策を引き続き展開していく必要があります。

#### (2) 働きたい意欲や地域で生活できる社会の実現に向けた地域づくり

「地域共生社会」の実現に向けて、地域生活を希望する人ができる限り地域で自分らしく安心して暮らしていけるように地域全体で支えていく地域づくりが求められています。その中で、病院や施設から退院、退所する人の地域での生活定着への支援も取り組むべき課題の一つです。また、地域で自立した生活をするためには、労働や社会参加は重要な課題となります。

このため、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業に関わる機関等による総合的な就労支援ネットワークの充実を目指し、障がいのある人の就労を支援・促進する必要があります。

※ ライフステージ：人生の各段階、幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

ります。更に、今後の課題として、一般就労へ移行した人がそこに定着できるよう支援していくことが重要になってきます。

### (3) 社会的障壁の除去への総合的な取組み

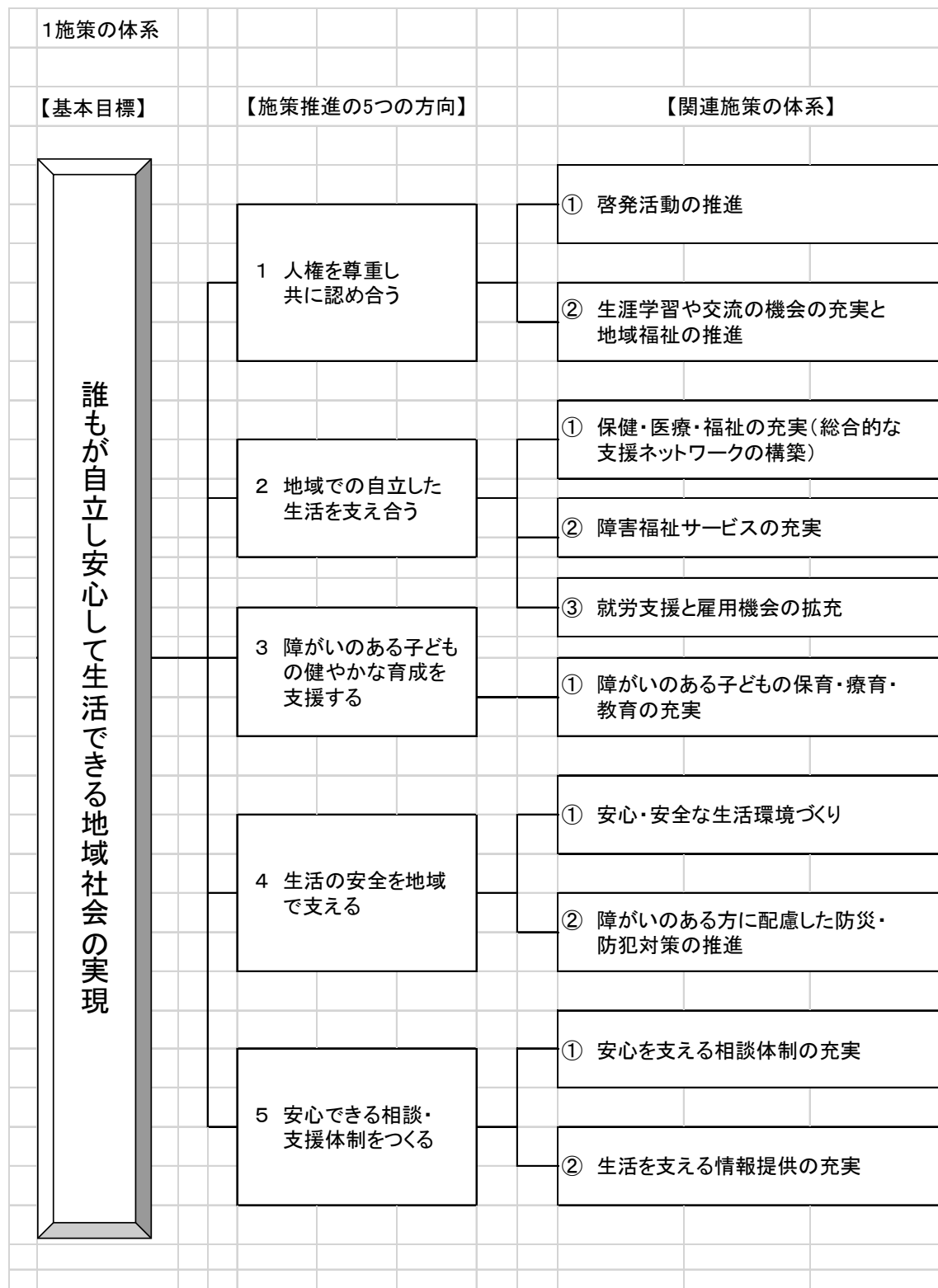
全ての市民が一人の人間として尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、様々な社会的障壁除去への取組みが必要です。その取組の一つとして障がいのある人のアクセシビリティの向上があります。視覚や聴覚に障がいがある人の情報を受け取ったり、発信する環境の整備等により国の指針でもある、「読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会」の実現に向けて読書環境等の整備等社会のあらゆる場面でアクセシビリティの向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で社会的障壁の除去への取組を引き続き行っていく必要があります。

### (4) 全ての市民による福祉のまちづくりの推進

全ての市民が一人の人間として尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくために、障がいのある人への地域福祉の充実が求められています。その実現は、行政が主導する制度的福祉サービスだけで実現できるものではなく、全ての市民と行政があらゆる分野において国が示している地域共生社会の実現に向けた取組みが必要となっています。

このため、乳幼児期から高齢期まで、障がいのある人の様々な支援ニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉をはじめ関係機関の連携を図り、ボランティア活動等を支援・育成しながら市民と行政とが一体となった取組を推進する必要があります。

# 障害福祉施策の体系



## 2 施策推進の重点となる事業

### (1) 人権を尊重し共に認め合う

#### ① 啓発活動の推進

社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうというソーシャルインクルージョンの理念を社会に定着させるためには、市民に対して、障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある人への理解を深めてもらうことが極めて重要です。

#### <事業計画>

##### 1) 障がいや障がい者施策に関する効果的な情報提供と啓発資料の作成

- ・ 広報による「障がいのある人」に対する市民の正しい理解と協力を深めるための啓発や、新たな動きや取組の周知により広く市民の理解を深めていきます。
- ・ 市のホームページ、やまがメイトなどインターネットを通じた、障がい者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発など、多様なメディアの有効活用を図ります。
- ・ 「障がい」や「障がいのある人」に関する啓発資料の収集に努めるとともに、地域の実情に合わせた啓発パンフレット等の作成に取り組みます。

##### 2) 「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進

- ・ ふれあい人権講座や地域講演会において「障がい者の人権」をテーマにした講演を組み入れ、広く市民へ理解を深めていきます。
- ・ 「障害者週間」(毎年12月3日～12月9日)や「人権週間」(毎年12月4日～12月10日)を通じ、地域ぐるみでの人権教育、啓発活動を推進します。

##### 3) 障害者関係団体による自主的な啓発活動の支援。

- ・ 障害者団体による主体的な啓発活動の支援を今後も継続して行います。

#### ② 生涯学習や交流の機会の充実と地域福祉の推進

ソーシャルインクルージョンの理念の浸透と共生社会の実現を図るためには、障がいのある人とない人の交流とふれあいの機会を増やし、相互に理解を深めることが必要であり、そのために生涯を通じた交流活動を一層推進していきます。

また、障害者総合支援法に基づく様々なサービスを推進するだけでなく、市民の理解と地域の支え合いの仕組みを整え、公的なサービスとの両輪によって総合的に生活支援を行っていくため、社会福祉協議会等との連携を図り、幅広い市民のボランティア活動への参加を推進していくことが重要です。

障がいのある人やその介護者のニーズを踏まえながら、ボランティア活動を育成・支援していくことが必要です。

さらに、障がいのある人の社会参加を考える上で、芸術・文化活動への取り組みは重要であり、参加することで充実感や、共感により生活が豊かになり、また創作意欲は目標や達成感を生みます。この、社会参加を推進していく上で、生涯学習事業など、関係する施策・事業との連携を図り、芸術・文化活動に参加しやすい環境づくりを行っていくと共に、移動支援やコミュニケーション支援など支援体制の強化も必要となっていきます。

#### <事業計画>

- 1) 障がいのある人との交流機会の充実
  - ・ 障がいのある人とボランティア、市民との交流を深めるための各種イベントを推進し、一層の充実を図ります。
  - ・ 各種施設、各種団体等と連携し、今後も地域交流の機会の充実を図ります。
- 2) ボランティア活動の推進
  - ・ 市民のボランティア意識を高める啓発活動、ボランティア体験の機会の提供を行います。
  - ・ 社会福祉協議会と連携して、ボランティア団体の育成及びその活動の活性化を支援します。
- 3) 生涯学習の推進
  - ・ 「生涯学習の推進」の観点から、関係部署と協力し、障がいのある人が参加しやすい内容の学習活動や文化活動の検討や配慮を行います。
  - ・ 障がいのある人の生涯学習を支援する一環として、視覚に障がいのある人等の読書環境の整備、音訳テープの作成など生涯にわたり学習しやすい環境の整備を推進し、また、聴覚に障がいがある人等のコミュニケーション支援として手話通訳者等のボランティアの育成を行います。
- 4) スポーツ・レクリエーションの促進
  - ・ 「生涯スポーツの振興」の観点から、関係部署と協力し、障がいのある人が参加しやすい工夫や配慮を行い、障がいのある人のスポーツ振興を一層図ります。
- 5) 障害者団体の自主的な文化・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援
  - ・ 障害者団体が自主的に企画・開催する文化活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、市民との交流を推進します。  
また、各団体活動のPRやボランティア等での市民の参加協力も推進していきます。

## (2) 地域での自立した生活を支え合う

### ① 保健・医療・福祉などの充実（総合的な支援ネットワークの充実）

障がいの原因となる疾病等を予防するためには、ライフステージ（年齢に伴って変化する生活各段）に応じた健康づくりを推進し、近年増加する様々な疾病に対する予防とその早期発見が特に重要です。

このため、障がいのある人やその家族等介護者が心身共に健康を保持できる取組の充実を図るとともに、医療機関等と連携し、障がいのある人が安心して医療サービスを受けられる体制を一層充実していく必要があります。

また、障がいの要因の中には、疾病によるものや社会生活からのストレスなどから発症するケースもあるものと考えられています。このため、保健事業を通じて、様々な疾病への予防対策をはじめとし、心の健康づくりに重点的に取り組むことが求められます。

このほかにも、障がいのある人が地域の中で安心して自立した暮らしをしていくためには、様々な生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが必要です。

そのために、福祉をはじめとする庁内関係部署や国・県の関係機関とのネットワーク化、又は社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化など全市的な支援ネットワークを構築する一方、地域を単位とする小域圏での住民相互のネットワーク化も行い、相互に連携しながら重層的な支援を行っていく必要があります。

## <事業計画>

### 1) ライフステージに応じた健康づくりと早期発見

- 子どもの頃からの健康づくりとして、障がいや疾病の早期発見のため、ハイリスク妊産婦の把握と乳幼児のフォローを継続して実施します。
- 医療機関・保健所・地域療育センター等の関係機関との連携を図りながら、対象児へ適切な治療・療育ができるように、保護者への支援を継続していきます。
- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、早期介入・重症化予防対策として、市独自の二次検査の実施や家庭訪問の充実を図ります。
- 関係機関や関係部署と連携を図り、心の健康づくりとして精神保健の普及啓発に継続して取り組み、相談しやすい体制を整備します。

### 2) 障がいのある人に対する医療サービスの充実

- 障がいのある人が安心して治療を受けられるよう、制度の周知を行います。
- 自立支援医療費の支給及び重度心身障害者医療費助成を今後も継続して行います。



- 3) 障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進
  - ・ 保健・医療・福祉・教育・雇用など広範囲にわたる庁内関係部署及び関係機関との一層のネットワークの充実を図り、対象者への円滑な支援体制をつくります。
  - ・ 民生委員・児童委員や各種障害者相談員の情報を共有し、ネットワークの活用を図ることで、地域での生活支援に繋がっていきます。
  - ・ さまざまな既存組織のネットワークづくりを推進し、対象者の情報を共有することで地域での生活支援に繋がっていきます。
  - ・ 社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動を引き続き推進します。
- 4) 総合的なマネジメント機能の確立
  - ・ 関係行政機関、医療機関、社会福祉法人との連携を強化するとともに、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかる必要なサービス調整のため、「障害者支援地域協議会」の運営を通じて総合的なケア・マネジメントの実施を推進します。

## ② 障害福祉サービスの充実

地域共生社会の実現に向け、障がいがある人の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を図っていくためには障害福祉サービスその他の支援の充実が必要であり、今後は、専門的人材の育成、確保、サービスの質の向上について働きかけていきます。

### <事業計画>

- 1) 訪問系サービスの充実
  - ・ 在宅で生活する障がいのある人や施設（病院）生活から地域での生活へ移行する人が、利用ニーズや障害支援区分に応じて適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービスを提供する事業者に対して専門的人材の確保及びその質的向上を継続して働きかけていきます。
- 2) 日中活動系サービスの充実
  - ・ 訪問系のサービスと同様に適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービスを提供する事業者に対して専門的人材の確保及びその質的向上を継続して働きかけていきます。
- 3) 居住系サービスの充実
  - ・ 障害者総合支援法に基づく居住系サービスが適切に提供できるよう、サービスを提供する事業者への働きかけを今後も積極的に行います。
  - ・ 市の住宅施策の中で、障がいのある人の地域での自立生活の基盤となる住宅の確保について、より一層の充実が図られるように検討していき

ます。

#### 4) 地域移行・地域生活定着支援の推進

- ・ 障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知を図ります。
- ・ 精神に障がいのある人に対する相談支援を強化するため、相談体制の充実や保健所などの関係機関との連携を図ります。また、地域移行促進及び地域生活定着のため関係者の更なるネットワークづくりを目指します。
- ・ 障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービスを提供する事業者や相談支援事業者など関係機関との連携をより一層図るとともに、「成年後見制度」の適切な利用や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を今後も推進します。対象者へ利用を促し必要な人には成年後見人制度を提案します。
- ・ 高齢で障がいのある人においては介護保険制度を優先しながら、地域包括支援センター等との連携に努め、緊急時の支援がスムーズにできるよう支援体制の整備を行います。
- ・ 「自立生活援助」の周知に努め、利用者の施設（病院）生活から地域社会での生活への円滑な移行に努めます。

#### 5) 就労支援の強化

- ・ 障がいのある人の雇用の増加を目指し、企業や事務所を対象に障がいに対する理解と雇用の啓発セミナーを開催します。また、鹿本地域就労支援ネットワーク会議の関係者を中心に、市内及び近郊の企業・事業所へ障がいのある人の雇用に向けた職場体験実習の受入れを働きかけます。
- ・ 「就労定着支援事業」の周知に努め、利用者の長期の一般就労への定着を推進します。

#### 6) 障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- ・ 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ・ 重症心身障害児、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、地域における課題の整理や地域支援の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

## 7) 計画相談支援の充実

- ・ 障がいのある人の相談件数が年々増加していることから、さらなる事業の充実を図るために、関係機関とのチーム体制による支援や、家族も含めた支援に取り組みます。
- ・ 障がいのある人の相談指導や情報提供、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業の質の向上を図ります。
- ・ 「山鹿市障害者支援地域協議会」を通じ、地域における様々な関係機関との連携を図り、相談機能、ケアマネジメント機能の強化に取り組むと同時に、事例検討や支援の経過報告等を行い、相談機能の質の向上を図ります。
- ・ 各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に応じ、継続した支援を行います。

## 8) 人的資源の育成・確保

- ・ 今後のサービス利用のニーズに適切に対応するため、障がいに対しての理解や、専門知識の習得はもとより、アセスメント能力を高める勉強会などを開催し、サービス提供者等の質の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

## ③ 就労支援と雇用機会の拡充

ソーシャルインクルージョンの実現のために、就労はとても大切な要件であり、障がいのある人が可能な限り雇用の場に就くことができるようにすることが重要です。

障がいのある人の就労は、就労機会の不足をはじめ、職場での理解不足や処遇の問題など、様々な問題を抱えています。

しかし、障がいのある人の就労を支援・促進することは、その地域で障がいのある人が、自立した生活をしていく上で不可欠であり、障害者総合支援法における制度改革の大きなテーマの一つと位置付けられています。

このため、障害者総合支援法による就労移行支援や就労継続支援といった障害福祉サービスの提供を図っていくことが必要です。また、最終的な目標である一般就労を支援・促進するためには、企業などの受入れ先の理解が不可欠であり、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会などの関係機関・団体との連携を図り、サービス事業所等に対する啓発活動を充実するなど、障がいのある人の雇用を促進していく仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある人の就労を支援するため、農福連携の理解促進や、大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進、障がいのある高齢者に対する就労継続支援 B 型等による適切な支援等にも取り組む必要性があります。

## <事業計画>

### 1) 施設から一般就労への移行支援

- ・ 障がいのある人の一般就労を支援するため、サービスを提供する事業者に対する障害者総合支援法による就労移行支援事業の取組を推進するとともに、就労支援の更なるネットワークの充実を目指します。
- ・ 障がいのある人の就労を継続的に支援できるよう、サービス事業者に対して障害者総合支援法による就労継続支援事業への移行をサービス事業者に働きかけます。また、サービスを提供する事業所において、障がいのある人の支援への理解、配慮について更に向上させるために関係機関の協力体制を整備し、就労支援ネットワークの充実を目指します。
- ・ 就労支援部会等での勉強会や就労支援セミナーの開催を通じて関係者への情報提供を行い、一般就労への移行を目指します。

### 2) 障がいのある人の雇用の促進

- ・ 関係部署等と連携し、市として障がいのある人の雇用の促進を目指します。
- ・ 事業主に対して、障がいのある人の雇用の促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、法定雇用率の達成を促進するなどの啓発活動を推進します。商工会等の関係機関と連携し、事業主へセミナーへの参加を求める啓発活動を行います。
- ・ 就労希望者の把握を関係者で行い、適宜ハローワークを紹介し職業訓練につなげます。

## (3) 障がいのある子どもの健やかな育成を支援する

### 障がいのある子どもの保育・療育・教育の充実

障がいのある子どもの支援を行うに当たって、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが重要です。このため、障がいのある子どもやその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、地域支援体制の構築を図る必要があります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。

さらに、障がいのある子どもが福祉支援（地域の保育、教育等）を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

## <事業計画>

### 1) 障がいのある子どもの保育・療育の充実

- ・ 障がいの状況に応じた対応や、支援が必要と思われる子どもの早期対

応等、専門機関と連携し、より一層の統合保育を実施します。

- ・ 幼稚園・保育園・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・通園施設など関係機関との連携を密にし、鹿本地域療育センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの受入れ体制の整備に取り組みます。
- ・ 「子ども総合相談窓口」を利用し、関係機関との連携、支援体制の充実に努めます。また、幼稚園、保育園職員のスキルアップに努め、他の幼稚園、公私立保育園及び認定こども園への指導・助言ができる体制整備を目指します。
- ・ 鹿本地域療育ネットワーク会議等で、県など関係機関との連携を図り、組織体制を強化することにより、子育て支援から就労支援・生活支援の相談体制の更なる充実を目指します。

## 2) 特別支援教育の充実

- ・ 関係機関等との連携を密にし、情報の共有化を図りながら、就学相談・指導の充実に取り組んでいきます。
- ・ インクルーシブ教育についての教員研修の充実を図り、一人一人の教職員の資質向上に取り組んでいきます。
- ・ 配慮が必要な子どもについては、確実に移行支援シート等を活用しながら、一人一人の子どもの特性に応じた進路指導につなげていくようにします。また、進路・就労に関する情報の共有化を進めていきます。

## (4) 生活の安全を地域で支える

### ① 安心・安全な生活環境づくり

障がいのある人は、日常生活や社会生活を送る中で、利用できない物やサービスなどの様々な社会環境に囲まれています。特に、道路などの段差解消や障がいのある人の利用に配慮したトイレの設置など、生活環境全般にわたるバリアフリー化が必要であり、これらは障がいのある人の社会参加を推進する上での前提条件となります。このため、福祉のまちづくりの考え方を広く周知し、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサル・デザインの視点も取り込みながら、障がいのある人をはじめ市民の誰にでもやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

また、生活の基盤となる住宅については、バリアフリー化を一層推進することが必要であり、そのための情報提供や相談体制を整備し、啓発を図っていくことが必要です。

そのほかにも、感染症の流行による新たな生活様式に対応した生活環境の整備も社会全体で検討していく必要があります。

## <事業計画>

### 1) 人にやさしいまちづくりの推進

- 公共施設や公衆トイレ、案内表示などは、障がいのある人にとって利用しやすいバリアフリー化やユニバーサル・デザインに配慮した計画的な整備を推進します。
- 公共施設、小学校及び病院の周辺など、交通弱者の人が利用する歩道を優先的に段差や勾配の解消に努めます。
- 障がいのある人の生活に身近な施設において、施設の新設や更新の際には、障がいのある人が利用しやすいよう配慮し、改善に取り組んでいきます。

### 2) 移動支援の充実

- 障がいのある人が就労等に伴い運転免許を取得する場合や、身体障がいのある人が自ら所有し運転する場合に、自動車改造の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。
- 障がいのある人の外出支援のための移動支援については、ニーズの的確な把握に努め、関係部署と協議を行い、適切な事業の推進を図ります。

### 3) 障がいのある人に配慮した住まいの確保

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、事業所と協力しながらグループホーム等の適切な整備を推進します。
- 障がいのある人の生活の場が確保できるよう、関係部署と協議を進め、公営住宅の確保、入居条件緩和など、継続してより一層制度を充実していきます。

## ② 障がいのある人に配慮した防犯・防災対策の推進

障がいのある人が安全な環境で安心して生活を営むためには、地域の防災・防犯体制の中で配慮がなされることが必要です。

現在本市では、「山鹿市地域防災計画」を策定していますが、災害時における障がいのある人の安全を確保する上で、日頃からの支援体制の充実や避難時における支援体制の確立が重要です。

しかし、大規模災害時の避難に関して、行政の支援には限界があり、地域での助け合いが重要です。そのため、障害者団体等の情報を活用するほか、民生委員や自治会との連携が必要です。

近年多発している地震、風水害の避難所では、障がいのある人にとって周囲とのコミュニケーションの問題や服薬、必要な医療など障がいのない人とは異なる様々な問題が発生します。このため、避難所における障がいの特性に応じた合理的配慮の推進や、一般避難所における福祉避難スペースの確保及び一般避難所と福祉避難所の連携体制の整備が求められます。

さらには、災害時の避難所における感染症対策も関係各所と連携して対処

していかなければなりません。

また、近年の犯罪は、広域化・巧妙化し、障がいのある人などを狙った悪質商品販売や詐欺などの被害が全国的に発生しています。このため、障がいのある人やその家族をはじめ広く市民に対し防犯意識の高揚を図っていくとともに、地域全体で防犯体制を充実していくことが必要です。

#### <事業計画>

##### 1) 地域単位での防災・防犯体制づくりの推進

- ・ 地域において適切な防犯や災害時の救助・避難体制を確立するため、地域の消防団や関係機関との連携体制の強化を行い、更に自治会を対象とした講演会を開催し、自主防災組織の組織率100%を目指します。
- ・ 地域で障がいのある人などの災害時の要支援者の実態を把握し、「山鹿市地域防災計画」の下、「自助・共助」の意識を高め、避難行動要支援者の同意に基づく名簿作成などを進め、更に個別計画の策定を行い、災害時の迅速な対応につなげます。

##### 2) 防災知識・情報の提供

- ・ 障がいのある人に対して防災意識を高めるとともに、「山鹿市地域防災計画」に基づき、避難場所、避難誘導組織などの情報提供を図ります。
- ・ 防犯に関する啓発活動や災害時に効果的かつ迅速に必要な情報が提供できるよう、要援護者一人ひとりの個別計画のもと、聴覚障がいがある人など障がいの特性を考慮した緊急情報提供のシステム化を目指します。

##### 3) ネット119の推進

- ・ 令和2年4月1日から運用されている、聴覚に障がいがある人に配慮した救急通報システムであるネット119の普及啓発に努めます。

#### (5) 安心できる相談・支援体制をつくる

##### ① 安心を支える相談体制の充実

障がいのある人やその介護者が生活していく上で、ライフステージを通じて様々な分野において、一人ではなかなか解決できない問題や障壁が生じることがあります。

特に、誤った知識のままにいる場合や、スムーズな解決の方法から遠ざかっていたり、解決を諦めてしまっている場合などがあるため、障がいのある人やその家族介護者に生じた問題や障壁について、より良い解決策を助言し、安心して、より快適な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

そのため、関係部署との連携強化を図りながら、県や社会福祉協議会などの関係機関、団体などと連携し、障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。

## <事業計画>

### 1) 市役所窓口サービスの充実

- ・ 市役所に設置している手話通訳窓口や、福祉の総合相談窓口の周知を図ります。
- ・ 福祉関係の窓口だけではなく各部署の窓口にも障がいがある人への配慮の共有化を図り、相談を受けやすい体制の整備に努めます。

### 2) 総合的な相談ネットワークの構築

- ・ 障がいのある人の相談内容に迅速かつ的確に対応し、精神的・身体的な負担を軽減するために、一般相談員や関係部署との連携による「ワンストップ相談」の充実を目指します。
- ・ 社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを今後も一層推進します。

### 3) 一般相談員等の相談員活動の充実

- ・ 障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決に当たる一般相談員や身体障害者相談員、知的障害者相談員などによる相談支援活動の充実を図り、生活の不安解消、問題解決に努めます。

### 4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実。

- ・ 障がいのある人やその家族で援助を必要とする人が、相談支援や個別援助活動がより身近で気軽にできるよう、民生委員・児童委員と連携をとり、相談活動等の充実を推進します。
- ・ 民生委員・児童委員専門部会において研修を行い、相談活動のための知識拡大を図ります。

### 5) 相談支援体制の充実

- ・ 相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターを令和3年4月1日に設置し、相談支援体制の充実を努めます。

### 6) 権利擁護の推進

- ・ 障がい者虐待防止センターを中心とし、障がいのある人の権利侵害や虐待等の困難事例に対応するとともに、成年後見制度の周知・支援を行い、権利擁護の推進を図ります。

## ② 生活を支える情報提供の充実

日常生活や社会生活を営む上で、情報の収集と発信、コミュニケーションの果たす役割はとて大きなものがあります、障がいのある人やその介護者にとっては更に重要となります。

障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送る上で、また障がいのある人への様々な施策を推進する上で、情報提供を充実することが最も重要



な課題の一つであります。

そのため、障がいの内容や程度を考慮した情報提供の充実を検討し、適切な時期に適切な情報提供が行える体制を整備することが必要です。

#### <事業計画>

##### 1) 障がいの特性に配慮した情報提供

- ・ 防災無線等により、視覚に障がいのある人に配慮した音声情報提供を検討します。
- ・ インターネットなどの文字媒体以外の情報提供手段についても効果的な利用方法を検討し、今後も、住民への情報提供の場として内容の充実を図ります。
- ・ 重要文書や案内文書などについて、障がいの特性に配慮した広報伝達を検討します。

#### (6) 計画の推進体制の確保と推進管理

本計画の実施に当たっては、山鹿市障害者支援地域協議会と連携しながら、計画の進捗状況の点検や評価等計画の進行管理を行います。

また、障害福祉計画について国の基本指針（次ページに掲載）にのっとり計画を推進できるよう、関係機関・団体・地域住民・サービスを提供する事業者等と情報交換を行い連携を密にすることで、切れ目のないサービス提供体制が確保できるよう努めていきます。

計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Action：行動）サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行っていきます。

#### 国の基本指針

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害者の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 障害者の社会参加を支える取組

第 6 期障害福祉計画・  
第 2 期障害児福祉計画編

---

## 第1章 国の指針に基づく数値目標

---

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から成果目標を定めることとなっています。

【目標値】

- 施設入所者の地域生活への移行  
令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
- 施設入所者の削減  
令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上の削減

項目	数値（人）
令和元年度末施設入所者数	127
令和5年度末施設入所者数（見込み数）	124
地域生活移行者数（6%）	8
入所者の削減数（1.6%）	3

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域、精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神に障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、協議の場を開催するよう熊本県と連携し推進していきます。

### 3 地域生活拠点等が有する機能の充実

国の基準として、令和5年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能を充実させていくこととなっています。  
本市においては、既に地域生活支援拠点を設けているため、今後その機能を充実させるために、毎年運用状況の検証、検討を行っていきます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、目標値を定めることとなっています。

また、一般就労した後の長期の就労定着を促すために、就労定着支援事業の利用促進を図ることとなっています。

【目標値】

- ① 令和5年度中の就労移行支援全体を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とします。あわせて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の移行者数の目標値を、それぞれ1.30倍、1.26倍、1.23倍以上とします。
- ② 就労定着支援について、令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数のうち7割が利用することを目標とします。

項目			数値
全体	実績	令和元年度一般就労移行者	7
	目標	令和5年度一般就労移行者（1.27倍）	11
内訳			数値
就労移行支援	実績	令和元年度一般就労移行者	1
	目標	令和5年度一般就労移行者（1.30倍）	2
就労継続支援 A型	実績	令和元年度一般就労移行者	6
	目標	令和5年度一般就労移行者（1.26倍）	8
就労継続支援 B型	実績	令和元年度一般就労移行者	0
	目標	令和5年度一般就労移行者（1.23倍）	1

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

令和5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の1カ所以上の確保、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を成果目標とすることとなっています。

本市においては、この目標については既に設置及び構築がなされているため、現在の体制の維持及び内容の充実を図っていきます。

6 相談支援体制の充実強化等

令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化等に向けた実施体制を確保することが成果目標となっているため、本市では、令和5年度末までに地域の相談支

援の中心として、基幹相談支援センターを1カ所設置し、令和5年度に地域の相談支援事業者に対する指導・助言を30件、相談支援事業者の人材育成2件、地域の相談機関との連携強化の取組12回を目標に相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとなっています。本市では、障害者自立支援審査支払等システムを導入しているため、そのシステムによる審査支払の強化、また、熊本県と協力し、定期的な指導監査の強化及び関係市町村と監査結果の共有を進めていきます。

また、熊本県が実施する研修へ積極的に参加します。

#### 8 発達障がいがある人等に対する支援の充実

発達障がいがある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいがある人等及び家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対処方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達に障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制の確保を熊本県と協力して推進していきます。

第6期障害福祉計画  
(実績と必要量の見込み)

## 第1章 障害福祉サービスの実績と必要量の見込み

山鹿市第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの利用量・利用者数の計画値（令和3年度～令和5年度）は、本市の障がいのある人の現状・動向を踏まえた上で、平成30年度・令和元年度・令和2年度のサービス別利用実績及び見込（利用量・利用者数）、人口の増加率、身体障害者手帳保持者数、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数の動向等を基に設定しました。

※ 令和2年度実績は、見込数です。

### 1 訪問系サービス

#### （1）居宅介護

##### 〈サービス内容〉

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### 〈現状と課題〉

全体的に人口は減少していますが、精神、知的障がいのある人の増加により、利用者数はほぼ変わらず推移しています。しかしながら、今後障がいのある人の地域移行推進による在宅サービスへの移行や、高齢化に伴う介護保険サービスとの差額支給量の増加などが見込まれることから、利用者、利用量共に微増していくと思われます。

##### 〈今後の取組〉

利用者の支援状況や、サービス利用意向について十分聴き取りを行い、サービス内容について具体的に検討し、サービス給付の適正化を図っていきます。

令和5年度末で、利用量1,430時間/月、利用者数110人/月を見込みます。

#### ■居宅介護の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	時間/月	1,300	1,320	1,340	1,365	1,404	1,430
		1,296	1,337	1,356			
利用者数	人/月	100	105	110	105	108	110
		102	101	102			

## （２）重度訪問介護

### 〈サービス内容〉

重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### 〈現状と課題〉

介護者の負担軽減に一定の成果を上げていますが、サービスを提供する事業者の確保が課題となっています。

### 〈今後の取組〉

県と連携して、サービスを提供する事業者の確保に努めます。また、サービス利用希望者への周知を図ります。

令和５年度末で、利用量８００時間／月、利用者数１４人／月を見込みます。

#### ■重度訪問介護の実績と必要量見込

区分	単位	平成３０年度計画	令和元年 度計画	令和２年 度計画	令和３年 度計画	令和４年 度計画	令和５年 度計画
		平成３０ 年度実績	令和元年 度実績	令和２年 度見込			
利用 量	時間/月	650	650	700	700	750	800
		562	603	650			
利用 者数	人/月	8	8	9	12	13	14
		10	11	11			



### (3) 同行援護

#### 〈サービス内容〉

視覚障がいによって移動に著しい困難がある人のために、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

利用者が限定的であり、現在、介護者が健在のため、サービスが必要ではないと考えている人も見受けられるため、利用者は今の水準を推移していくと考えます。

#### 〈今後の取組〉

対象者への周知を引き続き行っていくとともに、今後地域での生活を支えていく上で、個別の計画の中に積極的に取り入れていくような働きかけを行います。

令和5年度末で、利用量90時間/月、利用者数14人/月を見込みます。

#### ■同行援護の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	時間/月	90	95	100	80	85	90
		69	67	67			
利用者数	人/月	13	14	15	12	13	14
		12	11	11			

#### (4) 行動援護

##### 〈サービス内容〉

知的障がい、又は精神障がいによって、行動に著しい困難があるため常に介護が必要な人に対して、外出時の移動の支援等を行います。

##### 〈現状と課題〉

利用希望者が少なく、利用者も限定的であるため、サービスの周知に努めていきます。また、利用の要件に該当しない障がいのある人については、地域生活支援事業の移動支援事業（個別移動支援）で支援を行っています。

##### 〈今後の取組〉

障がいのある人の地域移行を進めていく上でサービス利用の必要性は高く、今後、利用者は増加していくことが見込まれます。

令和5年度末で、利用量70時間/月、利用者数6人/月を見込みます。

#### ■行動援護の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	時間/月	40	40	45	60	65	70
		47	57	57			
利用者数	人/月	4	4	5	5	5	6
		4	4	4			

## （５）重度障害者等包括支援

### 〈サービス内容〉

常に介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを提供します。

### 〈現状と課題〉

現在、サービス利用者はいません。

### 〈今後の取組〉

サービス利用希望者の把握に努めるほか、県と連携し、サービスを提供する事業者の確保を検討していきます。

令和5年度末で、利用量 150 時間/月、利用者数 1 人/月を見込みます。

### ■重度障害者等包括支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	時間/月	150	150	150	150	150	150
		0	0	0			
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 〈サービス内容〉

常に介護を必要とする人に、昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### 〈現状と課題〉

ここ数年、全体的な人口減少、入所者の減少により、利用者、利用量共に減少しています。しかしながら、今後障がいのある人の地域生活への移行を推進していく上で重要なサービスであり、また、障がいのある人の高齢化に伴って、必要性も増していくと思われま

#### 〈今後の取組〉

利用者の支援状況やサービス利用意向について十分聴き取りを行い、関係機関や介護保険サービスとの連携を図り、サービスの支給について適正化を図っていきます。また、一度に受入れられる人数が十分確保できていないため、事業者の確保も推進します。

令和5年度末で、利用量 5,130 回/月、利用者数 270 人/月を見込みます。

#### ■生活介護の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	回/月	4,500	4,590	4,680	4,560	4,845	5,130
		4,333	4,158	4,275			
利用者数	人/月	250	255	260	240	255	270
		235	224	225			

## (2) 療養介護

### 〈サービス内容〉

医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

### 〈現状と課題〉

重い障がいのある人の受入れ体制について、受入れ先となる医療機関の確保が課題となっています。

### 〈今後の取組〉

医療機関と協力して、重い障がいのある人の受入れに努めていきます。  
令和5年度末で、利用者数30人/年を見込みます。

#### ■療養介護の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	29	30	31	29	30	30
		28	28	28			

### (3) 短期入所

#### 〈サービス内容〉

障がいのある人を自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

#### 〈現状と課題〉

今後、家族介護者の高齢化に伴い、利用者や利用日数が増加していくことが見込まれます。また、医療型は、重度の心身障がいのある人について、サービスを提供する医療機関が不足していることなどにより受入れができず、レスパイトケアが図られていないという課題があります。

#### 〈今後の取組〉

重度の心身障がいのある人の受入れについて、県と連携して医療機関への働きかけを行います。

令和5年度末で、福祉型については、利用量 88 日/月、利用者数 35 人/年、医療型については、利用量 6 日/月、利用者数 7 人/年を見込みます。

#### ■短期入所の実績と必要量見込

##### 《福祉型》

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	92	95	97	83	85	88
		88	78	79			
利用者数	人/年	34	35	36	33	34	35
		30	29	32			

##### 《医療型》

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	4	4	8	4	5	6
		3	3	3			
利用者数	人/年	1	1	2	5	6	7
		4	4	4			

#### (4) 自立訓練（機能訓練）

##### 〈サービス内容〉

身体障がいのある人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

##### 〈現状と課題〉

サービスを提供する事業者が県内で少ないこともあり、現在利用する人はいません。

##### 〈今後の取組〉

サービスの周知を行い利用の促進に努めます。

令和5年度末で、利用量 22 日/月、利用者数 1 人/月を見込みます。

#### ■自立訓練（機能訓練）の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	22	22	22	22	22	22
		0	0	0			
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

## (5) 自立訓練（生活訓練）

### 〈サービス内容〉

知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練などを行います。

### 〈現状と課題〉

今後、地域移行を進めるに当たり、利用が増加すると考えます。

### 〈今後の取組〉

障がいのある人の地域移行を進めるため、相談支援事業などを活用しながらサービスの利用推進を図っていきます。

令和5年度で利用量 198 日/月、利用者数 11 人/月を見込みます。

#### ■自立訓練（生活訓練）の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	180	190	200	162	180	198
		124	145	145			
利用者数	人/月	11	12	13	9	10	11
		6	8	8			



## (6) 就労移行支援

### 〈サービス内容〉

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 〈現状と課題〉

利用対象者の就労への意欲の高まりによって年々利用者が増加していますが、一般就労へ移行後、短期での離職者が多いことが課題となっています。

### 〈今後の取組〉

就労支援部会の活動を強化することで、一般企業を含め就労に関わる者の連携、理解、情報交換を進めるほか、市の雇用担当部署と連携し、障がいのある人の一般就労への移行に取り組みます。また、新たなサービスである「就労定着支援」周知を行い、サービス終了後のアフターケアにも努めていきます。

令和5年度末で、利用量324日/月、利用者数18人/月を見込みます。

#### ■就労移行支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	400	450	500	288	306	324
		248	265	265			
利用者数	人/月	40	45	50	16	17	18
		14	15	15			

## (7) 就労継続支援（A型）

### 〈サービス内容〉

一般企業などへの就労が難しい人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用した人や離職した人などに対し、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援を行います。

### 〈現状と課題〉

本市では、近年、就労継続支援A型事業所が増加し、障がいのある人の就労支援として成果を挙げています。ただ一方で、一般就労が見込める人や就労継続支援B型が適当と思われる人がA型事業所を利用されるケースもあります。このことから、A型事業所の本来の目的が果たされているか検証が必要となっています。

### 〈今後の取組〉

就労支援部会の活動などを強化し、A型事業所の支援内容の向上を図っていきます。また、利用を希望する人の就労能力や就労意欲を調査の上、A型利用が適切かの判断も行っていきます。

令和5年度末で、利用量 3,230 日/月、利用者数 180 人/年を見込みます。

#### ■就労継続支援（A型）の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	2,890	3,060	3,230	2,850	3,040	3,230
		2,616	2,611	2,755			
利用者数	人/年	170	180	190	150	165	180
		131	134	145			

## (8) 就労継続支援（B型）

### 〈サービス内容〉

一般企業などでの就労が難しい人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった人や、一定の年齢に達している人などに対して、就労機会の提供等を行います。

### 〈現状と課題〉

本市では、近年、就労継続支援A型事業所が増加し、就労継続支援B型が適当と思われる人がA型事業所を利用しているケースがあります。

また、能力がありA型事業所や一般就労へつながる可能性がある人が、B型事業所を利用しているケースもあります。

### 〈今後の取組〉

対象者の就労能力や就労意欲を調査の上、能力により適当であると思われるサービスへの移行を進めていきます。

令和5年度末で、利用量 2,850 日/月、利用者数 150 人/年を見込みます。

#### ■就労継続支援（B型）の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	日/月	1,980	2,070	2,160	2,470	2,660	2,850
		2,051	2,181	2,223			
利用者数	人/年	110	115	120	120	135	150
		103	111	117			

## (9) 就労定着支援

### 〈サービス内容〉

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通して生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施していきます。

### 〈現状と課題〉

一般就労の長期定着を促すうえで重要となるサービスですが、対象者への周知や対象者の理解が十分とは言えない状況です。また、十分なノウハウを持った事業者の確保も今後の課題と考えます。

### 〈今後の取組〉

サービスの周知を行い、利用の促進に努めます。  
令和5年度末で、利用者数8人／年を見込みます。

#### ■就労定着支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	1	1	1	2	4	8
		0	0	1			

### 3 居住系サービス

#### (1) 施設入所支援

##### 〈サービス内容〉

施設に入所している障がいのある人に夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### 〈現状と課題〉

今後、地域移行を進めるに当たり、受け皿となるグループホームが市内に少ないことや、在宅支援による家族の介護負担が増加することが挙げられます。

また、入所を待っている待機者の解消も課題としてあります。

##### 〈今後の取組〉

地域移行については、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保について、事業者との連携の下、基盤整備を進めていきます。

また、将来の親亡き後の生活を見据え、在宅やグループホームでの生活が難しいと考えられる人については、相談支援を活用しながら施設入所への移行支援を進めます。また、入所されている人が地域の一員として尊厳ある生活を送ることができるよう、事業所の協力の下、地域交流の機会を検討していきます。

高齢化に伴い介護保険サービスとの調整を必要とする人は、利用者の意向を踏まえ、関係機関と連携し、支援していきます。

令和5年度末で利用者数 130 人／年を見込みます。

#### ■施設入所支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	142	141	140	132	131	130
		136	133	133			

## (2) 共同生活援助（グループホーム）

### 〈サービス内容〉

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 〈現状と課題〉

障がいのある人の地域移行を進めるための受け皿として、サービスの利用が進み、今後も利用者の増加が見込まれますが、市内でグループホームが不足していることが課題となっています。

また、障がいのある高齢者のグループホーム利用への相談も増加しています。

### 〈今後の取組〉

地域移行を推進するため、グループホームの体制整備に向けて、事業者と連携しながら基盤整備を進めていきます。

障がいのある高齢者の支援については、サービスへの意向を詳しく聴き取りながら介護保険サービスとの連携も図り支援していきます。

令和5年度末で利用者数150人／年を見込みます。

### ■ 共同生活援助（グループホーム）の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	130	135	140	130	140	150
		118	124	124	(30)	(35)	(40)

※ ( ) については精神に障がいがある人の人数。

### (3) 自立生活援助

#### 〈サービス内容〉

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人が地域生活をされる際、一定期間にわたり巡回訪問や随時の対応による適切な支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

現状は、長期入院から退院後に利用されるケースがほとんどです。

今後は、障害者支援施設等から地域生活への移行を推進するうえで重要なサービスとなると考えます。

#### 〈今後の取組〉

サービスの周知を行い、利用の促進に努めます。

令和5年度で利用者数12人/年を見込みます。

#### ■自立生活援助の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	1	3	5	8 (4)	12 (8)	12 (8)
		0	5	5			

※ ( ) については精神障がいがある人の人数。

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

#### 〈サービス内容〉

障害福祉サービス利用の調整が難しく、総合的な支援プランが必要な人に対し、計画相談支援事業者がサービス等利用計画を作成します。

#### 〈現状と課題〉

近年、計画相談員の不足により、事業を休止する事業者がみられるようになってきました。今後は、障害福祉サービスの利用が増加していくことにより、計画相談支援事業者の対応件数が増加することが見込まれるため、早急な計画相談員の育成、確保が課題となっています。

#### 〈今後の取組〉

相談支援部会の活動を強化し、市内の計画相談支援事業者の支援内容の向上を図っていきます。

また、事業者、関係機関と連携し計画相談員の育成、確保を行っていきます。

令和5年度末で利用者数 220 人/月を見込みます。

#### ■ 計画相談支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/月	110	120	130	200	210	220
		113	149	188			



## (2) 地域移行支援

### 〈サービス内容〉

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している人を対象に、退院支援や地域生活へ移行のために、地域移行支援計画による移行への体制づくりを行います。

### 〈現状と課題〉

障害者相談支援事業や計画相談支援事業による相談支援専門員が対象者の地域生活移行に関する相談に対応しているため、現在相談の希望者はいません。

### 〈今後の取組〉

入院、入所施設への制度周知や、相談支援専門員にサービスの周知を図り、地域移行が見込まれる人についてはサービス利用を推進します。

令和5年度末で利用者数1人/月を見込みます。

#### ■地域移行支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/月	1	1	1	1(1)	1(1)	1(1)
		0	0	0			

※ ( ) については精神に障がいがある人の人数。

### (3) 地域定着支援

#### 〈サービス内容〉

単身で暮らしたり、同居している家族からの支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制の確保等による地域生活定着のための支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

障害者相談支援事業や計画相談支援事業による相談支援専門員が、地域生活定着に関する相談に対応しているため、現在サービスの利用者はいません。

#### 〈今後の取組〉

相談支援部会の活動を強化し、相談支援専門員にサービスの周知を図り、地域生活定着が見込まれる人についてはサービス利用を推進します。

令和5年度末で利用者数1人/月を見込みます。

#### ■ 地域定着支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/月	1	3	5	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		0	0	0			

※ ( ) については精神に障がいがある人の人数

## 第2章 地域生活支援事業等の実績と必要量の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において、市町村が実施主体となる法定化された事業です。障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。これによって、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

### 【必須事業】

#### 1 理解促進研修・啓発事業

##### 〈サービス内容〉

地域の人に障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発を行います。

##### 〈現状と課題〉

障害者支援地域協議会の地域生活支援部会や就労支援部会などによる事業者研修や市民を対象とした地域福祉セミナー、要約筆記等の研修を行っています。

##### 〈今後の取組〉

今後は、同協議会の療育・教育部会や各4専門部会についても活動を広げ、各部会で年1回ずつ研修事業を行い、合計4回/年を見込みます。

#### ■理解促進研修・啓発事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
実施数	回/年	4	4	4	4	4	4
		1	1	1			

## 2 自発的活動支援事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援を行います。

### 〈現状と課題〉

視覚障害者協会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会が行う自発的な活動に対し、本事業を活用した支援のあり方について検討が必要となっています。

### 〈今後の取組〉

団体活動内容について、市が支援を行う内容を明確にし、自発的活動を支援していきます。

令和5年度末で3件/年の支援を見込みます。

#### ■自発的活動支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支援数	件/年	3	3	3	3	3	3
		3	3	3			

### 3 障害者相談支援事業

#### 〈サービス内容〉

障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する調整などの支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

障害者相談支援事業の委託先である2事業所を中心に一般相談を実施していますが、相談件数の増加と内容の多様化により、支援体制の強化や関係機関の連携強化などの取組が必要となっています。

#### 〈今後の取組〉

障害者相談支援事業の業務内容の充実強化のため、基幹型相談支援センターの設置を行います。

令和5年度末には相談件数 3,700 件/年、地域支援 1,300 件/年を見込みます。

#### ■相談支援事業所設置数及び相談件数の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
設置数	か所	2	2	2	1	1	1
		2	2	2			
相談件数	件/年	4,150	4,160	4,180	3,500	3,600	3,700
		4,519	3,649	3,400			
地域支援	件/年	1,910	1,920	1,930	1,200	1,250	1,300
		1,195	1,338	1,150			

## 4 成年後見制度利用支援事業

### 〈サービス内容〉

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費等を助成します。

### 〈現状と課題〉

家族介護者の高齢化などにより、今後、成年後見を必要とする障がいのある人は増加することが見込まれ、障がいのある人の権利擁護を図るための取組が必要となっています。

### 〈今後の取組〉

障がいのある人の権利擁護を図るため、相談支援などによりサービスの利用啓発を行います。

令和5年度末の利用者は8人／年を見込みます。

#### ■成年後見制度利用支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	6	7	8	6	7	8
		4	2	4			

## 5 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

### 〈サービス内容〉

聴覚、言語機能、音声機能又は視覚障がいその他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

### 〈現状と課題〉

熊本県ろう者福祉協会へ委託を行い、手話通訳や要約筆記が必要な障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。利用者が限定されるため、実績は横ばいで推移しています。

### 〈今後の取組〉

熊本県ろう者福祉協会の協力による支援を行っていくほか、相談支援や広報等を通じて啓発を行い、利用者の拡大を図っていきます。

令和5年度末で80人／年の利用者数を見込みます。

#### ■手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用延人数	人/年	30	32	34	70	75	80
		40	64	64			

## 6 日常生活用具給付等事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付等を行います。

### 〈現状と課題〉

ニーズの多様化から、様々なタイプの用具が製作され、高品質の用具も出てきており、現支給基準に当てはまらない用具の給付に関する相談を受けることがあります。また、耐用年数内の破損による修理の相談も増えてきています。

### 〈今後の取組〉

支給基準及び給付用具については、障がいのある人の意向を把握し、必要に応じて給付基準の見直しを行います。

### (1) 介護・訓練支援用具

#### 〈給付対象用具〉

特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるイスなど容易に使用できるものの給付を行います。

#### 〈今後の見込み〉

ここ数年支給件数は少ないが、今後、障がいのある人の地域生活移行に向けて申請が増えることが見込まれます。

令和5年度末で、5件/年を見込みます。

#### ■介護・訓練支援用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支給 件数	件/ 年	3	4	5	5	5	5
		2	0	3			



## (2) 自立生活支援用具

### 〈給付対象用具〉

入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、入浴や食事、移動などの自立を支援する用具であって、容易に使用できるものの給付を行います。

### 〈今後の見込み〉

相談支援によるサービスの周知や障がいのある人の地域生活移行を進めていることから今後も一定の利用を見込みます。

令和5年度末で10件/年を見込みます。

#### ■自立生活支援用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支給 件数	件/ 年	9	10	11	10	10	10
		5	2	7			

## (3) 在宅療養等支援用具

### 〈給付対象用具〉

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、容易に使用できるものの給付を行います。

### 〈今後の見込み〉

相談支援によるサービスの周知や、障がいのある人の地域生活移行を進めていることから電気式たん吸引器を中心に利用があり、一定数の利用を見込みます。令和5年度末で11件/年を見込みます。

#### ■在宅療養等支援用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用 件数	件/ 年	6	7	8	9	10	11
		6	3	6			

#### (4) 情報・意思疎通支援用具

##### 〈給付対象用具〉

点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用できるものの給付を行います。

##### 〈今後の見込み〉

人工内耳用電池の利用が多く、利用件数は毎年同数程度を見込みます。  
令和5年度末で30件/年を見込みます。

#### ■情報・意思疎通支援用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支給 件数	件/年	35	35	35	30	30	30
		30	24	26			

#### (5) 排泄管理支援用具

##### 〈給付対象用具〉

ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用できるものの給付を行います。

##### 〈今後の見込み〉

ぼうこう機能障がい、直腸機能障がいの手帳取得者が増加していることから、利用件数は毎年増加することを見込みます。  
令和5年度末で1,248件/年を見込みます。

#### ■排泄管理支援用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支給 件数	件/ 年	1,176	1,200	1,224	1,200	1,224	1,248
		1,128	1,148	1,160			

## (6) 居住生活動作補助用具

### 〈給付対象用具〉

障がいのある人の居宅生活動作等がスムーズに行えるようにするための用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付を行います。

### 〈今後の見込み〉

医療機関、入所施設からの地域生活移行を進めていることから、令和5年度末で3件／年を見込みます。

#### ■居住生活動作補助用具の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
支給 件数	件/ 年	3	3	3	3	3	3
		3	0	1			

## 7 手話奉仕員養成研修事業

### 〈研修の内容〉

聴覚障がいのある人などとの交流の促進、市の広報活動などを支援する手話奉仕員を養成するための研修を実施します。

### 〈現状と課題〉

平成25年度から各圏域での実施となりましたが、圏域を持たない本市においては単独で実施しています。そのため、人口規模が小さく、研修を受ける人の数が少ないことが課題となっています。また、研修修了者について、地域で役割を担ってもらうための更なる研修支援・体制づくりが課題となっています。

### 〈今後の取組〉

他圏域との連携や研修内容等の見直しを図ります。  
令和5年度末で10人／年の養成を見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
養成者数	人/年	15	15	15	8	9	10
		6	4	6			

## 8 移動支援事業

### 〈サービス内容〉

屋外への移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

### 〈現状と課題〉

個別移動支援については、障害福祉サービスの同行援護や行動援護等に該当しない方の受け皿となり、利用は増加しています。

### 〈今後の取組〉

周知啓発に努め、利用の促進を行います。

令和5年度末で利用者数18人/年、利用延べ時間972時間/年を見込みます。

■移動支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	24	25	26	16	17	18
		18	14	14			
利用延べ時間	時間/年	864	900	936	864	918	972
		398	765	765			

## 9 地域活動支援センター機能強化事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人の日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進など、活動の支援を行うものです。

### 〈現状と課題〉

近年、市内に就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所が充実してきたことに伴い、中には一日当たりの利用者数が少ない事業所があります。

### 〈今後の取組〉

周知啓発に努め、対象者の利用促進につとめます。

令和5年度末で、設置数5箇所、利用者数50人／年を見込みます。

#### ■地域活動支援センター設置数及び利用者数の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
設置数	箇所	5	5	5	5	5	5
		5	5	5			
利用者数	人/年	40	45	50	40	45	50
		35	32	35			

## 10 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

#### 〈サービス内容〉

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人について、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行うものです。

#### 〈現状と課題〉

グループホームとは異なる事業として市町村が実施するものですが、現在の仕組みでは、グループホームとの棲み分けがはっきりしていないことが課題となっています。

#### 〈今後の取組〉

グループホームを必要としない障がいのある人がサービスを利用できるような仕組みを検討します。

令和5年度末で1か所、5人／年を見込みます。

#### ■福祉ホーム事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
利用者数	人/年	5	5	5	5	5	5
		5	5	5			

## (2) 訪問入浴サービス

### 〈サービス内容〉

身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。

### 〈現状と課題〉

利用は、寝たきりで医療行為などを必要とし、移送が難しいためにデイサービスによる入浴やヘルパーによる入浴が困難な方を対象としています。

### 〈今後の取組〉

利用者が特定されることから、ここ数年実績がない状態が続いています。今後対象者へ周知を行い利用促進に努めます。

令和5年度末で利用者数 1 人/年を見込みます。

#### ■訪問入浴サービス事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

## (3) 生活訓練事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

### 〈現状と課題〉

視覚障害者協会による料理・手芸教室が行われていますが、生活訓練の場と併せて会員の交流の場としての機能も強くなっています。

### 〈今後の取組〉

障がいのある人の日常生活上必要な訓練等の意向を把握し、障がいのある人の自立につながるような事業への見直しを図り、令和5年度末で1か所を見込みます。

■生活訓練事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			

(4) 社会参加支援事業

① レクリエーション活動等支援事業

〈サービス内容〉

レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇の充実等に資するため、及び障がいのある人などがスポーツにふれる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催します。

〈現状と課題〉

本市では、心身に障がいのある人及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒によるスポーツ・レクリエーションイベント「ふれあいピック大会」を実施しています。近年は、参加団体・事業所数や特別支援学級の児童生徒数が増加しており、規模が拡大しています。

〈今後の取組〉

障がいのある人やその関係者の交流の場、ふれあいの場として、今後も適宜事業内容の見直しを行いながら年に1回実施していきます。

■レクリエーション活動等支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
		0	1	0			



## ② 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### 〈現状と課題〉

免許取得に期限を設けていたことから一時期実績が減少しましたが、障がいのある人の社会参加の支援のため、平成 29 年 6 月に免許取得期限を緩和したことで、近年増加傾向にあります。

### 〈今後の取組〉

免許取得期限を緩和したこと及び相談支援によるサービスの周知や障がいのある人の社会参加の意識の高まりにより、今後は、利用者数は増加していくものと見込みます。

令和5年度末で、12人/年を見込みます。

### ■自動車運転免許取得・自動車改造助成事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	7	8	8	10	10	12
		1	5	8			

## (5) 日中一時支援事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、障がいのある人を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。

### 〈現状と課題〉

令和元年度から、サービスの事業者の廃業、学童保育、放課後等デイサービス事業所の充実等により利用実績が減少しています。しかしながら、突発的理由による利用等の一定の需要が見込まれ医療行為が必要な対象者が在宅生活へ移行するに当たり必要になるサービスであるため、対応できる事業者の確保が必要です。

### 〈今後の取組〉

医療行為が必要な対象者の受入れが可能な事業者の育成に努めます。  
令和5年度末で実施所13か所、利用者数30人/年を見込みます。

#### ■日中一時支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
実施箇所	箇所	20	21	22	13	13	13
		16	17	10			
利用者数	人/年	85	90	95	30	30	30
		67	27	20			

## (6) 食の自立支援事業

### 〈サービス内容〉

障がいのある人へ夕食の宅配を行い、食生活の改善や健康増進、安否確認を行います。

### 〈現状と課題〉

利用者数が伸びていないことが課題となっています。

### 〈今後の取組〉

相談支援事業や広報などを通じて、事業周知等、働きかけを行っていきます。  
令和5年度末で利用者数3人／年を見込みます。

#### ■食の自立支援事業の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/年	2	2	3	2	2	3
		0	1	1			

第2期障害児福祉計画  
(実績と必要量の見込み)

# 第1章 第2期計画における障がい児支援

## 1 障がい児支援の実績と必要量見込み

山鹿市第2期障害児福祉計画における障がい児支援の利用量・利用者数の計画値（令和3年度～令和5年度）は、本市の障がいのある子どもの現状・動向を踏まえた上で、平成30年度～令和2年度の利用実績及び見込（利用量・利用者数）の動向等を基に設定しました。

### （1）児童発達支援

#### 〈サービス内容〉

障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

本市のサービス提供事業所は、令和2年現在で4事業所です。利用希望も増加しており、対象児の支援に限りがある状況です。

#### 〈今後の取組〉

今後も利用者数の増加が予想されるため、関係機関との連携を図りながら、利用者の意向を的確に把握し支援を行っていきます。

令和5年度末で、利用量345回/月、利用者数140人/月を見込みます。

#### ■児童発達支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	回/月	285	291	300	315	330	345
		294	293	294			
利用者数	人/月	95	97	100	110	125	140
		103	107	107			

## (2) 医療型児童発達支援

### 〈サービス内容〉

医療・機能訓練・保育・日常生活指導の総合的療育を行い、障がいのある子どもの全面的な発達を支援します。

### 〈現状と課題〉

県内におけるサービス提供事業者が県南圏域に1か所だけで、遠方ということもあり、本市のサービス利用者はいません。

### 〈今後の取組〉

サービス利用者のニーズの把握に努めるほか、県と協力して、サービス提供事業者の掘り起こしを図ります。令和5年度末で、利用量1回/月、利用者数1人/月を見込みます。

#### ■医療型児童発達支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	回/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

### （３）放課後等デイサービス

#### 〈サービス内容〉

授業終了後や学校の休校日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や地域社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### 〈現状と課題〉

本市のサービス提供事業所は、令和２年現在で１１事業所ですが、利用を必要としている障がいのある子どもの受入れ体制に限りがある状況です。本市児童生徒数は減少傾向にあるものの、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。また、令和３年４月に県立かもと稲田支援学校が開校することに伴う、今後の受入れ体制の整備が課題となっています。

#### 〈今後の取組〉

令和３年４月の県立かもと稲田支援学校の開校等で、今後も利用者数の増加が予想されるため、関係機関との連携を図りながら、利用者の意向を的確に把握していきます。

令和５年度末で、利用量２，５８０回／月、利用者数４１０人／月を見込みます。

#### ■放課後等デイサービスの実績と必要量見込

区分	単位	平成３０年度計画	令和元年度計画	令和２年度計画	令和３年度計画	令和４年度計画	令和５年度計画
		平成３０年度実績	令和元年度実績	令和２年度見込			
利用量	回/月	1,200	1,250	1,560	2,220	2,400	2,580
		1,472	1,939	2,040			
利用者数	人/月	160	180	200	350	380	410
		276	334	340			

#### (4) 保育所等訪問支援

##### 〈サービス内容〉

保育所や集団生活を営む施設において、集団生活への適応のための支援を行います。

##### 〈現状と課題〉

サービスの内容が対象者に広く浸透していないため、利用が少ない現状があります。

##### 〈今後の取組〉

サービスの周知徹底に努めます。

令和5年度末で、利用量3回/月、利用者数3人/月を見込みます。

##### ■保育所等訪問支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	回/月	1	2	2	2	2	3
		1	1	1			
利用者数	人/月	1	2	2	2	2	3
		1	1	1			



## (5) 居宅訪問型児童発達支援

### 〈サービス内容〉

重度障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### 〈現状と課題〉

事業所が少なく、現在利用実績はありません。

### 〈今後の取組〉

事業者の育成とともに事業の周知を行っていきます。

令和5年度末で、利用量 1 回/月、利用者数 1 人/月を見込みます。

#### ■居宅訪問型児童発達支援の必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用量	回/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
		0	0	0			

## (6) 障害児相談支援

### 〈サービス内容〉

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする障がいのある子どもを対象に、障害児支援利用計画を作成します。

### 〈現状と課題〉

各事業所で相談支援内容の充実に向けた取組が必要となっているほか、障害福祉サービス利用が促進されていることから、相談支援専門員の対応件数が急速に増加しています。

### 〈今後の取組〉

相談支援部会の活動を強化し、本市の相談支援専門員の支援内容の向上を図っていくとともに、新規事業所の掘り起こし、相談支援専門員の育成に努めます。

令和5年度末で、利用者数170人/月を見込みます。

#### ■ 障害児相談支援の実績と必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用者数	人/月	70	75	80	150	160	170
		78	131	139			

## (7) 巡回支援専門員整備事業

### 〈サービス内容〉

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場所への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

### 〈現状と課題〉

障害児サービスの中心として、利用者も多く今後も増加することから、専門員の確保とともに専門員の質の向上が必要となっていきます。

### 〈今後の取組〉

制度の周知に努めると共にサービスの質の向上に努めます。  
令和5年度末で、利用延べ件数400件/年を見込みます。

#### ■巡回支援専門員整備事業の必要量見込

区分	単位	平成30年度計画	令和元年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込			
利用延べ件数	件/年	145	150	155	380	390	400
		354	362	370			